

会報

第70号

国立大学協会

昭和50年11月

会 報

(第 70 号)

目 次

- ビルマでの芝居.....(3)

A 事業報告

1. 諸会議議事要録

- (1) 理事会(50. 8. 12).....(8)
(2) 第3常置委員会(50. 9. 30).....(14)
(3) 就職問題懇談会(文部省主催)
(50. 9. 9).....(18)
(4) 第4常置委員会(50. 9. 11).....(22)
(5) 第6常置委員会(50. 7. 11).....(25)
(6) 第6常置委員会(50. 9. 18).....(29)
(7) 医学教育に関する特別委員会
(50. 7. 21).....(32)
(8) 医学教育に関する特別委員会
(50. 9. 22).....(38)
(9) 特別会計制度協議会(50. 8. 12).....(39)
(10) フランス学長招待準備委員会
(50. 7. 29).....(44)
(11) フランス学長招待準備委員会
(50. 9. 22).....(47)
(12) コンピューター専門委員会(50. 7. 9)(50)
(13) 地区試験実施委員会委員長会議
(50. 7. 24).....(51)
(14) 実施方法等調査専門委員会・コン

ピューター専門委員会合同会

議(50. 8. 30).....(55)

2. 諸会合.....(57)

B 要望書

- 昭和51年度予算に関する要望に
ついて(50. 10. 2).....(59)

C 資料

1. 第3次定員削減について(事務連絡)
(50. 7. 30).....(61)
2. 第3次定員削減について(事務連絡)
(50. 8. 2).....(61)
3. 分子科学研究所概要.....(61)

D その他

1. 学長等の異動について.....(66)
2. 新設医科大学について.....(66)
3. 寄贈図書.....(66)
4. 窓
○ 月にレーザー光線をあてると.....(56)
○ アイヌ民族の倫理観.....(58)
○ 食糧の備蓄.....(67)

ビルマでの芝居

北 村 四 郎

国大協の事務の方から原稿を依頼されて、題材を何にしようかと選択に困っていた時、加東大介氏が亡くなられたというニュースをテレビでみた。私は彼を全く知らないし、別段彼の演技を好きという訳でもないが、一番印象に残っているのは、「南の島に雪が降る」という映画であった。私はこれを見た時、終戦後はどこでも同じような事をしてきた事を知って苦笑したのを覚えている。私もビルマで、軍の命令で演劇班を作り、終戦後2年近くも苦勞をしたが、それは、それで、結構楽しい一時でもあった。兵隊さんに黙って芝居をさせると、彼らは必ず大げさなしぐさで、きばった発声をする。この新派調の演技を直すのが一苦勞で、私はいつも舞台におけるリアリズムを強調したが、「南の島に雪が降る」の中でもその練習風景を、加東大介と伴淳三郎がやっていた。それが余りにも似ていたので、私は映画をみて苦笑したのである。

戦争の想い出は、戦友同志が話し合えば、際限もなく繰返し、繰返して語られる。しかし今日はそれを書く積りはない。戦記物は書いた御本人には面白いが、他人が読めば味もない。ただ私は、いつか機会があれば、戦地での芝居の事を書いておきたい気持をもっていった。それが、この紙面を埋める事になった事を許していただきたい。

インパール作戦に破れて、私達は印度のアッサム州にあるコヒマから、ビルマの東南にあるモールメインまで、約1年半にわたり、敗走に、敗走を続けた。やっと終戦を迎えて、私達はゼマトエという部落に集結を命ぜられた。雨期上りの直後で、河が氾濫し、部落は水に浸っていた。英軍は主要道路からはずれた辺りに私達を押しこめて、衝突の危機を避けたのである。退屈な日々が続いた。ドンタミ河に浮ぶ「電線」と呼ぶ芋のつるに似た水草の茎を採って副食とした。丁度その年の暮である。師団命令で各部隊が芝居をやる事になった。それも一カ所に集まったの競演である。私達の部隊でも命令とあれば、誰かそれをやらなければならない。私はそれまで芝居の事はおくびにも出さなかった。それには曰くがあったからである。私は応召前の昭和10年から14年頃まで、新潟で演劇研究会を結成して新劇をやっていたが、時勢が悪く、一網打尽にしてやられた。その最中に応召となり、南支から仏印、タイ、ビルマと転戦し、このゼマトエにおちついたのである。しかし部隊長はこの事を知っていた。私は演劇班の編成を命ぜられた。男優は何とかなるが、女優を選ぶのが至難である。朝の点呼の時にまず顔だちを見さだめた後、一人一人に君ヶ代の一節を唄わせた。声がよければ「一步前へ」と言って女優にした。そして最初に演ったのが、関口次郎作「乞食と夢」である。これは20分位の一幕物で、3人の乞食と支那そばや、それに女性としては遊女が1人だけである。この女には台詞がない。湯あがりのあでな姿で乞食の前を通り、恵みの金を投げるだけである。それでも歩くのがむつかしい。まず両腕を両わきにつけて、左手に湯桶のをせ、それから内股で歩くのであるが、作リた

ての下駄は重くて足を出すごとに、反対の足の踵をけりつける。それでも湯あがりの襟足と白い脚裾をちらりとみただけで、兵隊は陶醉する。私は敗戦後の虚無を表現したかったのであるが、部隊長は、いくら戦争に負けたからと言って、ビルマ人の前で乞食の芝居をみせるなんて、と苦情をならべていた。それでもあまり叱られる事もなかったので、私は少しずつ大胆になった。その後メイクテイラに移動し、ここで最後まで駐留した。ここへ来たとき、私達の演劇班は独立のテントを与えられた。テントの中は男女の区別がきびしく、女性は天幕内の通路の左側、男性は右側に席をとった。日常生活でも女性は女性らしく、しなやかに振舞い、お茶を出すときも、それを躡けられた。恋愛物を上演すると、その2人には本当の恋が芽ばえる。夕食後の一時、囚人服を着せられた丸坊主の2人が、荒野に沈む太陽を眺めながら、テントの外でひそひそと語り合う同性愛のシルエットは、ほほえましくもあり、悲しくもある。

劇場も命令で造られた。各部隊からそれぞれの人数に応じて使役が割当てられ、毎日200人の兵隊が4、5日かかって作り上げた。まず野原に傾斜をつけて観覧席が掘り下げられ、その土を観覧席の前方に積み上げて舞台とした。私は明治座の舞台を思い出して、間口8間、奥行5間の台地にした。舞台の左側には花道も作られた。どん張もなければ、 Horizont もない。やむなく英軍から払下げを受けた天幕の裏地をつぎ合わせて引幕にした。そして舞台の左右から自由に出入りできるように、巾も尺に、高さ12尺の袖を何枚か作って、それを衝立のようにならべて奥行きをつけた。フットライトは始めのうちはなかったが、英軍のキャンプへ使役に行くたびに電線を拾ってくる。電球もどこから持ってきたのか、何時とはなしに集まった。舞台装置もすべて拾い集めである。この次の芝居には柱が何本、角材が何本、布地がいくら必要と計算して、使役に行く各班に割当てる。その班は命令された期限までに絶対に集めてこなければならない。ペンキも同様である。黄色は第1班、第2班は赤色と、それぞれ数量を指定する。拾ってくるとは言っているが、実際は集団窃盗である。もし見つかったら、班長が「殴るぞ」と言いながら頭を叩く。印度兵は頭に手をかけられるのが一番嫌いである。それを逆手にとって、了解の上で頭を殴ることにした。それでもペンキが入手できる以前は、カメレオン水を使って紫色の山を書き、緑は草を石でたたいて、その汁を集め、黒色には消炭を使用した。赤色は赤チンキ、黄色はマラリヤに使うアテブリンを水に溶かして使用した。何とかなるものである。背景を書く兵隊は、二科(?)の富田画伯(軍曹)が精魂をこめて書いてくれた。

メイキャップにも随分苦労した。白粉には火傷に使う亜鉛華軟膏を使った。困ったことに、乾けば白壁のように真白にカパカパになり、顔がこわばってくる。口紅や頬の赤味は赤チンキ、これはサツとつけないと、赤味がききすぎるし、洗っても落ちないから、技術が必要である。日焼けと健康色には煉瓦をくわいて、その粉をぬりつけた。シャドウをつけるのには、ナベズミをラードに溶かして練り上げた。そして終り頃には英軍から化粧品をせしめてきた。誰がもってきたのか思い出せないので、かつての戦友に30年振りに電話してみたが、ただ懐かしがるばかりで分らない。なんでも当時英軍の看護婦長殿の従卒として風呂炊きをさせられていた兵隊がいて、それが貰ってきたのではないかという。その看護婦長の少佐殿、何故かその従卒を代えなかった。交代兵はいくらでも志願者があったのに。カズラを作るのには奥松のカズラ屋を思い出して、それを真似た。まず針金で頭の格好を作

り、その上に布をはりつけた。髪の毛にはズダ袋（南京袋）をといて細い糸にし、それをペンキで染めて1本1本布に縫いつけた。この根気のよい仕事をしてくれたのは、二中隊の滝沢曹長と村上軍曹であった。滝沢は腹に顔を書いて笑わせるのが得意である。衣裳には英軍の天幕の裏地を使った。英軍はヒゲをのぼすのが嫌いで西洋カミソリの刃をくれた。ひそかにこれを指の間にはさんで、サッと必要だけいただくのである。軍隊は便利なもので、裁縫師もおれば、下駄屋もいる。生地は天幕で重いが、和服も洋服も、帯も袴もスカートまでが出来る。すそ模様や帯には富田画伯がすばらしい図案を書き入れてくれた。小道具にいたっては何でもできる。くけ台（針箱）の針差しを倒すように作ったら、兵隊はそれだけで、どっと笑った。

上演する戯曲と言っても、本がある訳ではない。学生時代にやった脚本を思い出して書くのである。これには本当に苦労した。何を上演したか考えてみたが、30年の歴史は朦朧とした記憶の中に事実を見失なわせる。確実に思い出せるのは、三好十郎作の「妻恋行」である。この作品は、志を立てて村をはなれた甚次という青年が、東京の安田銀行に勤めて成功し、今日は錦を飾って村に帰ってくる。村長やおじきは、それぞれのおもわくをもってバスの停留所に彼を出迎える。しかし何時までたっても甚次は帰ってこない。おじきは娘のクミを甚次の嫁にと考え、村長は村の名誉だと威張りたてる。この2人の対立の中に、1人の紳士が現われた。2人はこれを甚次だと思い込んで、おもいおもいに甚次を歓迎する。しかしそれがドブクロの検査官である事が分って、2人はあたふたと退散する。その後1人の紙芝居屋が子供を背負って登場してきた。それが甚次の姿なのである。しかしこの作品は甚次と紙芝居屋の関係を、はっきりとは書いていない。私は紙芝居屋がどういうきっかけで舞台に登場してきたのか、その必要性を思い出すのに苦労した。やっとの事で酔払いがこの男をつれてきた事を思い出して、作劇のむつかしさと仕組みが分ったような気がして勉強になった。この作品の外にも既成の戯曲をやったように思うが、新潟で上演したものと記憶がダブってはっきりとは思い出せない。とうとう種が尽きて創作にふみ切った。これらの作品のいくつかは今も私の手元に残っている。原稿用紙をみると、英軍から配給を受けた薄茶色のわら半紙で、これは便所用に兵隊に支給されたものであるが、私に優先的に渡された。私は毎晩明け方まで労作にふけた。燈明にはラードを溶かして、その中にガーゼを入れて燈芯とした。結構テントの中は明るかった。頭をひねっていると、歩哨がくる。「軍医殿、次の芝居はどんなんですか」と言ってしきりに筋を聞いてくる。そして前回上演した芝居について、あれこれと批評した後、今日の使役で英軍からくすねてきた白い煙草の1本をくれて、「頑張ってください、待っています」と言って闇の中に消えてゆく。ああ、その煙草のうまいこと、人間いたるところに青山あり、である。

こうして書き上げたのが、初恋、漣、浅春、隣同志、戦の後、乳兄弟等である。この中には小峯大尉（副官）の書いたものを修正したものも含まれている。「初恋」はたしかアメリカ人の原作で、新協劇団の人々が映画か舞台にかけたものを念頭に入れて、私は自分の初恋を中心にして書いたものである。この作品は、駐屯地のメイクテラで上演されただけでなく、中部ビルマの山岳地帯にあるカラーの山奥で、鉱山労働者として使役に従事していた部隊の慰問にも使われた。その時、私は舞台装置や衣裳をトラックに積んで、かつて敗走を続けたこの地形の一つ一つを思い出しながら、鉱山のふも

とについた。ここから山の上にある鉾山まで、出迎えに来てくれた駐屯部隊の兵隊が全員で荷物を運んでくれた。女優のミサチャンは個人の装具までかついで貰った。しかしパパ役の鈴木軍曹は、ぶつぶつ言いながら自分でかついで坂道を上って行った。いざ上演となったが、舞台の設定が夏であった為、役者は浴衣を着てうちわを使った。ところが山の上は寒くて観客の兵隊は毛布をかぶってふるえていた。そして気の毒そうに笑った。芝居が終って入浴となった。風呂といってもドラム缶で作った露天である。それでも風呂当番はミサチャンには親切である。数人の兵隊が、そのまわりを囲んで見惚れていた。当の娘は、色は黒いが、笑くぼのある、眼元のきれいな兵長である。この兵長、その後使役に行っても、他の兵隊が彼女に日焼けをさせないために、木陰で休ませていた。真利につきる。

「戦の後」は少しきびしい作品であった。兵隊は、ただ内地に帰ることばかりを考えて、きびしい内地の情勢を知らない。私は当時、部隊や芝居の通訳をやってくれた松井曹長（帰還後、京大経済学教授）が、英軍の雑誌を読んで、日本の物価が高騰している事や共産党員が釈放されていることを聞いていたので、内地の就職戦線のきびしさと、思想のうねりを背景にして、この戯曲を書き上げた。私はこの戯曲に登場してくる元特高刑事と、組合の幹部にのし上がった元被告が、ヒューマニティの中に溶けこんでゆく妥協を許した。7年の戦闘を経験した私は、もはやこれ以上の思想の対立を欲しなかった。

松井曹長の属していた124 聯隊は福岡の部隊で、私達と一緒にいた。連隊長は、たしかフランスの大使館付武官を経験した大佐であった。この部隊には、名前は忘れたが、歌舞伎か新派に精通した将校がいた。いつも上演するのが長谷川伸の「嶮の母」、 「一本刀土俵入」や、「池田屋騒動」、 「月形半平太」等であった。「池田屋騒動」では、とり上げられた武器の悲しさ、英軍の自動車についているバンパーをとりはずしてきて、これを鍛冶屋に命じて日本刀に仕上げた。槍をひっさげて二階から敵中めがけて飛びおりる早業には、覗いていたインド兵がたじろいた。月形半平太に出てくる「雛菊」のだらりの帯はきれいであった。この兵隊、色は白く、細おもての顔立で、みんな情熱を燃やしていた。ある時、セーラー服を着た女学生に扮したことがある。幕を開けると、客席の前の方でかすかな笑いが起った。そしてそれが次第に後方に拡がるにつれて、笑声は更に大きくなった。私は舞台のわきから眺めていたが、始めのうちは気がつかなかった。しかしハッと思った途端、彼女は直赤な顔をして動けなくなった。私は早々と幕を閉めさせた。スカートの下に褌が垂れ下り、ゆらめいていたのである。

そしていよいよ昭和22年の新春を迎えたのである。帰還船は来てくれなかった。今年もまた脚本を書き続けなければならない。題材には苦悩した。戦争が終ってから、もう1年半以上にもなる。私は内地の状況を想像した。舞台は裏長屋の前庭である。人々は湿ったふとんやゴム長、下着、腰巻、あらゆる家財や衣類を庭いっぱい吊した。太陽はさんさんと照りつける。敗戦後の開放に、長屋の住人は自由を満喫した。すばらしい人生である。食糧は乏しいし、着物は汚れていた。しかし彼らには心の自由があった。間屋もおれば、哲学者もいる。人それぞれ、思いおもいの人生を歩もうとする。そしてこの前庭を舞台として、熊さんや八さん、長屋の人々の大討論が始まる。題して「自由の重荷」。

このように設定された戯曲は、稿半ばにして筆を折った。帰還船がむかえに来たのである。長い長い戦闘の後に訪ずれた一時の憩、戦友は今、どのような人生を送っているのであろうか。人生の終末を間近かに控えて、私達は今、それぞれに自由の重荷をかみしめているのである。

(筆者 新潟大学長)

A 事業報告

1. 諸会議議事要録

(1) 理事会議事要録

日時 昭和50年8月12日(火) 15.00~18.00

場所 霞山会館松の間

出席者 林会長

岡本, 相磯各副会長

今村, 白濁, 加藤, 石原, 大山, 川

上, 水戸部, 豊田, 桜場, 井上(友),

井上(智), 安達, 中村, 円藤, 具島,

後藤各理事

谷田(第2), 広根(第3), 渡辺(第

6) 各常置委員会委員長

小泉, 飯島各監事

林会長主宰のもとに開会。

会長の開会の挨拶に続き事務局長より配付資料の説明があり, 前々回(5月14日)ならびに前回(6月16日)の議事要録の朗読は省略して直ちに議事に入った。

議事

I 会務報告

会長より以下の事項について報告があった。

(1) 前総会において決議された各種要望書の処理について

去る6月開催の第56回総会の際決議された各種要望書については, 総会直後関係各方面に対しそれぞれ「資料3」のとおり要望したので報告する。

(2) 特別会計制度協議会の開催について

本日午前第25回特別会計制度協議会を開催し, 来年度国立学校特別会計予算概算要求に関連してかねて検討中であった「国立大学予算関

係検討事項」(文部省提案)について協議した。後刻第6常置委員会関係事項報告の際, 飯島学長から詳しくご説明をお願いします。

(3) 第3次定員削減について

このたび政府においては, 深刻な国家財政事情に対応するため第3次定員削減計画の一部繰り上げ実施を行うことになった。これについては, 関連記事が去る7月29日新聞紙上に報道されたので, 同日会議出席中の岡本副会長, 加藤理事と協議し, 取敢えず文部事務次官を訪ね善処方を要望した。その後7月29日閣議においてこのことが決定されたので, 翌7月30日相磯副会長ならびに渡辺第6常置委員長と同道し, 岩間文部事務次官, 平井行政管理庁事務次官ならびに竹内大蔵事務次官に面談し重ねて国立大学の実情を申し述べ, 新設大学の学年進行のみならず既設大学学部の拡充整備についても特段の配慮方を要望した。以上のことは事務局長から別途事務連絡をもつてご報告したとおりである。

なお, 文部省側からの説明によると, 昨年8月に国立学校の定員削減に関し, 文部省と行政管理庁との間で取り交された申し合せ(国立学校の定員削減ならびに総定員法の検討および所要職員の増員等に関する申し合せ)は, 行政管理庁との間で再確認されたとのことである。なお, この申し合せの中の総定員法の改正については, 昨年の段階では一応51年度ということであったが, 諸般の事情で51年度は見送られることになったとのことである。

(4) 国立大学協会宛要望等について

当協会宛要望書等について「資料4」のとおり提出があり, それぞれ関係委員会宛送付した

ので報告する。

以上をもって会務報告を終り、続いて協議に移った。

II 協議

(1) フランス学長招待準備委員会について

このことについて会長より次のとおり述べられた。

去る6月の第56回総会の際、フランス学長招待について国大協に受入れ準備のための委員会を作ることをの了解を得たが、去る7月17日そのための下打合せを行い、続いて第1回の準備委員会を去る7月29日開催した。これについて後藤第5常置委員長からご報告を願いたい。

ついで後藤第5常置委員長より概ね次のような報告があった。

今般のフランス学長の招待について、その招待スケジュール案を先方に照会し意見を求めていたところその合意が得られたので、この日程案に基づいて来る9月21日から10月7日までの期間中に国内の大学等の視察訪問が行われることになった。それで国大協としてはその具体的な受入れ準備を図るため、関係大学長を委員に委嘱して準備委員会を発足させ、去る7月29日に第1回委員会を開催しその準備体制の具体策について協議した。今回来日するフランス学長は「資料5」に記されている3名の方々と、夫人同伴は1名である。滞在中の日程は別紙のとおりで、当初の2週間の予定が17日間となった。

今回のフランス学長招待は昨年の西独学長招待の場合とやや事情が異なるので、その点についてご理解を得たい。前回の西独学長招待の場合は国大協がその計画をたて、それに基づいて文部省が招待の手続や予算措置を講ずるといった形で行われたが、今回のフランス学長招待の

場合は文部省の発意で招待が行われ、それを国大協が考えている学長の国際交流の線に乗せるということで、今回の場合は国大協としては協力する立場となっている。もう一つの相違点は、前回は招待のための予算を予め組んでこれを学術振興会の予算に計上したが、今回はその時間的余裕がなかった関係もあって学術振興会の既定予算より捻出することになった。

なお、視察の目的は前回と同様大学の管理運営の問題が中心となると思うが、先方からの希望としてそのほかに産学協同問題、大学管理への学生・教職員の参加、入試問題、大学の自治（政府との関係）等につき意見交換をしたいとの意向が伝えられている。フランスは約5年前より大学改革に着手した事情もあって、大学改革問題については特に関心が深いようである。

大体以上のようなことであるが、訪問先の各大学には種々お世話になるのでよろしく願いたい。

以上の報告に対し、今回の招待の費用関係のことに關し質問があり、このことについて後藤委員長よりその経費の負担、滞在中の諸費用の支払い、ホテルの予約申込、通訳・随行等のことについて説明があり、また事務局長より、各大学の訪問に当たりその接待のため大学側でフランス語の出来る人を適宜お世話願いたい旨の依頼があった。

(2) 第6常置委員会関係事項について

このことについて会長より次のとおり述べられた。

第6常置委員会においては、教官待遇改善、大学財政、学費問題等についてそれぞれ小委員会を設け分担してご検討を願っているが、この際渡辺第6常置委員長初め今村学長等関係の方々からご報告をお願いしたい。

ついで渡辺第6常置委員長より概ね次のような報告があった。

第6常置委員会は目下いろいろな課題を抱えているので、小委員会を幾つか設けてそれぞれ検討作業を進めている。その中の学費小委員会と大学財政小委員会の状況についてはそれぞれ関係の方から詳しいご報告を頂くことにし、まず給与問題小委員会の状況からご報告することにした。

1) 給与問題小委員会について

先般の総会において「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」について協議されたが、その際この要望書原案の中の「大学院調整手当の再検討」の部分については種々論議があって、結局この箇所は保留となり要望書から削除された。なおその際、この問題については更に再検討のうえ然るべき成案が得られたら再提出することもあり得ることが了承された。それで、去る6月30日開催の給与問題小委員会でこの問題を検討し一応の原案が得られたので、これを去る7月11日の第6常置委員会にかけて審議し、若干の修正を施して原案をまとめた。その内容は①大学院調整手当は、大学教職調整額（仮称）と名称を変更し、この調整額8%相当以上を支給すること。またこれをすべての大学教官に支給すること、②大学院の講義・演習等を担当する場合には、その負担程度に応じ別途配慮する。などを主とするものである。なお、当日は欠席の委員も多かったので、その方々に対しこの原案を照会し意見を求めたが、大体は「意見なし」の回答であった。しかし、第6常置の中でもこの原案に対して①この大学院調整手当に再検討を加えることで現在の既得権利が失われるようなことがあっては困る、②従来の大学院調整手当と新たに提案されている大学教

職調整額とは性格が違うのではないか、などの批判的意見もある。また、文部省の「教員等待遇改善研究調査会」で大学教官の待遇改善に関する答申が出されたが（7月7日）、その答申の作成に当たりこの大学院調整手当の問題は複雑な問題を含んでいるので更に検討を要するというので保留となった。以上のようにこの大学院調整手当の問題については、一応の原案はできたもののなお種々問題点もあるので、理事会のご意見も伺い、その上でもし意見がまとまれば先般提出した教官待遇改善要望書の追加事項として提出したいと思うのでよろしく願いたい。

序でにここで他の小委員会の概況についてご報告す。学費小委員会では過般の理事会、総会の意向に添い7月早々から授業料等学費問題について検討を始めた。小委員会の委員長は福原委員にお願いし、最初の会議ではこの問題について自由討議をして問題の所在を探り、今後の検討のため二つの資料を準備することを決めた。その一つは国立大学学生の経済生活の実態についての資料であり、今一つは授業料の性格やあり方についての理論的問題についての資料である。前者については取敢えず第6常置の委員の方々の関係大学から資料の提供を受けることにし、後者については今村委員にその原案作成を依頼した。そして去る8月8日の小委員会でこれらの資料を基に検討を行ったが、その模様については今村委員よりご報告願うことにする。

次に大学財政小委員会についてであるが、この大学財政のことについては現在も種々の問題があり、将来の展望の下に検討を要する重要な問題と思われる。この大学財政小委員会の委員長には飯島委員が就任し、去る7月2日より検

討を始めたが、これについては或る程度時間をかけて問題の究明を行うことにしている。詳細な状況は飯島委員よりご報告願うことにする。

以上の給与問題小委員会の状況報告に対して次のような質疑が出された。①先程紹介のあった案によると大学院調整手当は廃止の方向で考えられているが、一方では大学院の講義等を担当する場合には別途配慮するとなっており、そうすると廃止の意味はどういうことになるのか、②この案にある大学教職調整額というのは助手以上の全教官に支給する考えか、③現在大学院調整手当を貰っていない教官にその手当に相当する大学教職調整額というようなものを支給するというようなことを文部省が果して受入れるであろうか。以上の質問に対して渡辺委員長よりそれぞれ答弁があったのち、更に次のように述べられた。

この問題は、文部省の調査会が教官待遇改善について人事院に要望する際にこの中に組みこむ必要があると思っただけで検討作業を急いだが、調査会ではこの問題は保留とし今回は見送るという結論となったので、第6常置でもう一度検討したうえ次回理事会に改めてお諮りすることとしたい。

2) 学費小委員会について

今村理事(学費小委員会委員)より小委員会の審議経過について次のとおり報告があった。

去る8月8日開催の第2回小委員会で授業料の性格等について記述した私案を基に討議が行われたが、この問題について理事会に報告するまでの結論には至っていない。それで来る9月8日に小委員会を開き更に検討することとしている。

以上の前置きののち上述の私案の概要とこれに関する討議の模様について説明があった。

ついで同小委員会の委員である飯島監事より次のような補足説明があった。

学費小委員会は第6常置の福原委員が委員長になっており、学費問題一主として授業料問題について現在二つの検討作業を行っている。その一つは授業料の性格に関する理論的問題の究明であり、今一つは授業料を納付する側の国立大学学生の経済生活の実態分析である。前者については今村委員が原案の作成に当り、後者については第6常置の委員の関係大学の中から地域性を考慮して9大学を選び関係資料を収集した。その他数大学からも資料の提供を受け目下これの集計、整理を行っている。今後はこれらの資料を基に、授業料の性格と学生の経済生活の実態との両面から授業料問題の究明を行うことにしている。この学費問題の検討は、先般の総会の折の論議に基づき今後値上げ等の問題が生じた時の対応の基礎固めという趣旨で検討しているので、できるだけ早い機会に結論を出すように考えている。先程の今村理事の説明は、授業料の性格、あり方等について理事会での意見があれば参考にしたいという趣旨で行ったものであるのでご意見があればおきかせ願いたい。

以上の説明ののちこの授業料問題に関し①理論的根拠の明確化、②取組み方の基本的態度、③適正額の基準の考え方、④私学学費との関係、⑤育英奨学金との関係、⑥大学生の能力レベルアップの再検討、などについて種々論議が交された。

3) 大学財政小委員会について

飯島監事(大学財政小委員会委員長)より小委員会の審議経過について次のとおり報告があった。

○ 本小委員会の目的は国立大学財政問題を基本的に検討し、国大協として大学財政につい

て一定の見識を持つようにするということを趣旨とするものである。すなわち、国家財政の中の大学財政のあり方、積算基準、施設基準、学費の問題等について洗い直して見て、予算要求の際の基礎づけをすることである。

○ そのための基礎調査を大石委員(東大教授)にお願いし、それを基に討議し、来年春の総会までに調査報告を出したいと考えている。

○ 以上がこの小委員会の作業の方針であるが、たまたま過般(4月24日、5月14日)の特別会計制度協議会で51年度予算編成に関連し文部省から「国立大学予算関係検討事項」の提案があり、その内容が本小委員会の仕事と関わりがあったので、当面の作業としてこの提案の検討を行うことになった。

○ この文部省提案の「検討事項」の内容は①既存の定員、欠員の活用、②客員講座制の導入、③特別研究員制度の導入、④基準的経費の改善、などやや具体的な問題であって、これは目下の定員枠の困難や国家財政の窮屈な事情を背景にした対策的意味のものである。

○ この問題は特別会計制度協議会レベルでの問題であったが、たまたまこの大学財政小委員会ができたので、当面の問題としてこれを取り上げて検討することになった。そして小委員会での内部検討のほか文部省側との懇談も行い別紙(資料6)のような意見のとりまとめを行い、第6常置委員長を通じ本日午前中開催の特別会計制度協議会に報告した。

以上のような経過報告ののち、文部省提案の「国立大学予算関係検討事項」の内容、これに対する大学財政小委員会の意見、ならびにこの小委員会の意見に対する文部省側の反応と来年度に対処する方針等について詳細な説明が行われた。

以上の説明に対して欠員の活用の問題について意見交換があった。

(3) 入試改善調査委員会関係について

会長より、入試改善調査委員会関係のその後のことについては岡本委員長、加藤実施方法等調査専門委員会委員長からご報告を願いたい、と述べられ、まず岡本委員長より次のとおり報告があった。

6月の総会以後の入試改善調査関係の状況についてご報告する。まず今回の入試改善調査研究報告書についての説明会を5月末から6月末にかけて全国7地区で開催した。なお、今回は各国立大学のほか高校側に対しても説明懇談会を行い、共通第一次試験についての高校側の理解を求めるとともに意見聴取を行った。この説明会に出席しての印象では、高校側はこの共通第一次試験に対し切実な関心を示し、積極的な姿勢を示しているように見受けられた。次にこの報告書についての意見を求めるため各国立大学に対しアンケートを行った。これは6月24日に発送され、9月末日締切りとなっているので、よろしくお願ひしたい。そのほか、この秋には試験問題実地研究を昨年とほぼ同じ要領で実施することにしており、その準備のための地区試験実施委員長会議を去る7月24日に開催し、種々打合せを行った。

以上の報告に続き加藤実施方法等調査専門委員会委員長より次のとおり報告があった。

本年実施する試験問題実地研究の概要についてご説明したい。今年の実地研究は昨年と同様11月23～24日両日に行うことにしており、その受験者は総数約5,000人で昨年の約2倍近い人員となっている。実施地区は昨年同様7地区であるが、今年は1地区2会場(昨年は1地区1会場)で行うことにした。このような方法で行

うことにしたのは、共通第一次試験を実施する場合には受験生は居住地で受験することになり、その試験場割当の問題があるので、その配分方法についての実験が必要であると思われたからである。この点が昨年度の計画と異なる点であるが、今一つの相違点は、今回の実地研究では試験教科、科目を高校の新教育課程によることにし、これに準拠した試験問題を作成することにしたことである。大体以上のような要領で実施されるのでよろしくご了承願いたい。

以上の報告に対し、本番の際に共通第一次試験の試験問題と第二次試験の試験問題とが重複することも予想されるが、これにいかに対処する考えか、との質問があり、このことについて意見交換があった。

このあと岡本委員長より更に次のような報告があった。

本日この理事会の開会前に入試改善に関する51年度の概算要求に関して文部省と懇談を行った。国大協としては目下各大学に対し共通第一次試験についてのアンケートを実施中であり、またこの秋には実地研究を実施することにしており現在は調査研究の過程にあるため来年度の事業計画は確定していない。しかし、この8月末が概算要求の期限である関係上何らかの形で概算要求をしなければならないので、さしあたり「国立大学入試改善調査施設」といったようなものを設け、そこでこれまで実施してきた調査研究を更につめて行くというような方向で進めたらどうかということになった。それで取敢えずそのような形で概算要求をしておき、秋の総会でアンケートの結果を踏まえた審議を行い、その結果に基づきこの概算要求に更に肉づけするというような了解としたので、この点よろしくご了承願いたい。

(4) 特別委員会委員の交代等について

会長より、学長の交代等による特別委員会委員の交代等について「資料7」のとおりお諮りする、と述べられ、ついで事務局長より補足説明があり、異議なく承認された。

(5) その他

1) 高エネルギー研究所の評議員について

このことについて会長より次のとおり述べられ、了承された。

筑波研究学園都市にある高エネルギー研究所の評議員に学長が3人入っており、そのうち国立大学から2人の学長(釜洞大阪大学長、渡辺秋田大学長)が入っているが、これは2年交代であってこの9月に改選が行われることになっている。それで新評議員として岡本京都大学長と岡本埼玉大学長のおふたりを推せんする返事をしておいたのでよろしくご了承頂きたい。

2) 創立記念行事等について

事務局長より次の3点について諮られた。

- ① 本協会は今年で創立25周年を迎えたがこの機会に何か特に記念行事を催すことを考えるか。
- ② 本協会の創立記念日(7月13日)に際し、今後事務局の業務を「半日の特別休暇」の扱いにしたいがよろしいか。
- ③ 本協会の事務職員にも永年勤続(20年勤続)の表彰制度を設けることにしたいがよろしいか。

以上の諮問に対し、①については格別な意見はなく、②と③については異議なく了承された。

3) モスクワ国際大学協会出席者について

事務局長より、当協会からは岡本、相磯、川上、飯島、後藤の5人の学長が出席されることになったと報告があった。

(2) 第3 常置委員会議事要録

日時 昭和50年9月30日(火) 13.30~16.30

場所 国立大学協会会議室

出席者 広根委員長

岡路, 岡本, 福井, 博田, 加藤, 豊田,
桑原, 水野, 許斐, 永松各委員
栗冠専門委員

(文部省) 十文字学生課長

広根委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のとおり挨拶があった。

本日の議題をご通知したように「当面する問題の取り上げ方について」ということで、本委員会に関係のある5つの問題についてその取り組み方についてご協議願うことにしている。この5つの問題のうち4つは過般の総会時に開催した委員会では今後の審議事項として取り上げられたものであるが、最後の「就職問題」は最近の情勢からして今回特に取り上げたものである。企業側からの求人状況をみると昨今の経済不況を反映して非常な落込みがみられ就職難の様相を呈している。このことは当委員会としても無視できない問題なので、他の検討事項と併せて本日の協議事項に挙げたわけである。なお、これ等の問題に関する説明のため文部省の学生課長の出席を煩わしたのでご了承を頂きたい。

ついで丁子事務局長より配付資料の説明があり、前回(6月17日)の議事要録を承認したのち議事に入った。

議 事

1. 昭和50年度大学卒業予定者の就職問題について

初めにこの問題を取り上げるに至った経緯について委員長より次のとおり説明があった。

来年3月大学卒業予定者の就職問題について今日までの経過を簡単にご紹介したい。一昨年末の石油ショック以来の経済不況を反映し来年3月大学卒業予定者に対する企業側からの求人にはかなりの落込みがみられ就職難が予想される状況にある。それでこの問題に対する意見の交換と今後の対策についてご協議願いたいと思うわけである。

ご承知のように今年は昨年と違い就職推薦選考時期が4カ月ほど遅くなった(昨年は5月求人活動開始, 7月選考開始, 本年は9月求人活動開始, 11月選考開始)。それで企業側の求人も例年より大分遅れて始まったわけであるが、求人活動解禁後の求人の出足の状況をみると例年より大分悪いように見受けられ、この分だと10月末になっても相当数の大学や学科において大幅な求人の落込みがあるのではないかと懸念される。そのようなことから、来年3月の学卒者の就職問題に大学側としてどう対処したらよいかについて去る9月9日に文部省主催の就職問題懇談会(大学8団体, 高専3団体の関係者が参加)が開かれた。この会議の様態については後刻学生課長の方からご報告があることと思う。その後9月22日に自民党の学生就職対策特別委員会主催の就職問題懇談会が開かれ、大学8団体, 高専3団体の代表者との話し合いが行われ、ここで種々情報交換を行うとともに大学側からの希望が述べられた。その希望事項は①求人に対し大学を指定することはやめてほしい, ②中小企業の求人開拓を促進してほしい, ③大企業に対しても大幅な求人削減や採用中止をしないよう働きかけてほしい, というようなことが主なことであった。

以上のように大学卒業予定者の就職問題は大きな社会問題になってきて、今後この問題につ

いて各方面で論議されることもあると思われるので、国大協としてもこの問題について一定の考えをまとめておきたいと思うのでよろしくご協議願いたい。なお、今日は文部省の学生課長にも出席を願ったので、文部省側のこの問題についての見解や大学側に対する希望等についてお話を伺うことにしたい。

ついで十文字学生課長より概ね次のような説明があった。

先程のお話のように今年は求人活動開始が9月1日からとなっており、まだ求人が始まったばかりで正確な状況はつかめていない。しかし、マスコミでは大企業中心に求人が減少していることが伝えられており、労働省や日経連の調査でも大体同様な結果が出ている。そのような情勢にあるので去る9月9日に大学8団体・高専3団体の方々にお集まり頂いて求人状況についての情報交換を行うとともに今後の推移をみて対処してゆくため就職状況等についての実態調査を行うことについてご相談した。この実態調査のことは了承が得られたので、翌9月10日大学局長名をもって各国公私立大学に対し調査方を依頼した。なおその際、このような厳しい就職状況に対応し各大学において学生に対しきめ細かい指導を行ってほしい旨をも依頼した。この就職状況等調査は各大学における求人状況を調べるとともに就職決定（内定）状況を把握することを内容とするもので、これによって得られた実情に即し各大学団体とも協力して今後対処してゆきたいと考えている。

なお、その後9月26日東京近辺の国立大学および大規模な私立大学の就職担当者に集まって貰って求人状況についての情報を聴取した。それによると、その後求人は漸次ふえつつあり、また中小企業の新規の求人も出てきて、見通し

としてはこれまでの大企業一本槍という就職態度を改めてゆけば何とか就職問題も収拾できるのではないかとの話であった。先程話しのあった9月22日の自民党学生就職対策特別委員会主催の懇談会の折にも大体同じような話があった。なお、求人状況については今度行う調査で本年9月末現在と昨年の5月末現在とを比較してその出足の状況を調べることにしており、その調査結果は11月中旬頃までにまとめて各大学に通知するつもりである。また、11月に入ると就職採用試験が始まり就職内定や決定があるので、今度の調査では11月末、1月末、3月末の3段階に分けて就職決定（内定）状況を調べることにしている。そして、その各段階における就職状況を把握して、もし厳しい状況がみられたら各大学団体と相談してその対応策を考えたいと思っている。今年の就職問題については私大の就職部では学生に対し新しい分野に進出するよう強調しているが、国立大学の場合はどういことになろうか。それで、参考までに地方の国立大学を何校か選んで9月19日現在で昨年の5月末現在と比較した求人状況の報告をして貰った。それによると求人件数、求人数とも若干落込みがみられたが、就職希望者数に比較すれば求人件数は上回っている。大体以上が就職問題についての今日までの概略の状況である。

以上の経過説明のあと委員長より次のような提言があった。

現時点における就職に関する状況は概略以上のようなことであるが、国大協としてこのような状況に対し何らかの対応をするということになると先ず各国立大学の就職に関する実態を把握する必要がある。文部省としても先程説明のあったような統計的な調査を実施することになったが、当委員会としても別の角度からの概括

的な調査を実施して各大学の実情を把握し、必要に応じて対応してゆけるよう準備しておきたいと考える。それでこのための調査試案を用意したので、これについてご検討をお願いしたい。

以上の説明ののち別紙試案について検討が行われ、二、三の修正意見があったので、それに基づく修正を施したうえでこの調査を各大学に依頼することとした。

なお、文部省の就職状況調査に関連し次のような意見があった。

求人件数や求人数については、一つの企業体が各大学に同一の求人依頼をすることがあるので、各大学からの求人数の報告をそのまま合計するとダブリがあることになる。それよりも企業側における採用したい人数を調べた方が就職希望者数との実質的な関係が分る。そのような調査を行うことはできないか。

これに対し学生課長より次のような答弁があった。

求人絶対数は企業サイドを押えないと分らない。それで、このことを労働省に依頼したが技術的にむずかしい点があるということである。労働省の話によると、一部、二部上場の約1,800社の企業については調査は可能であるが、中小企業となるとその数も多くその態様も種々雑多なので押えることがむずかしいとのことである。それで、それなら中小企業の方はサンプル調査でやって推計を出してほしいと申し入れをした。労働省でもその点考慮中のようである。

2. 課外活動の振興に関する要望書のアフターケアについて

このことについて委員長より次のとおり説明があった。

課外活動の振興に関する要望書の提出を前回

の総会に諮り承認を得たので、6月17日にこれを関係各方面に提出した。この要望書の骨子は、課外活動における顧問教官の地位の重要性に鑑みこれに対する相応の経済的バックアップができるよう厚生補導費の増額をしてほしいというものである。しかし、この要望書を提出しただけでは問題は片付かないので、何らかの実効が得られるよう促進の努力をする必要がある。ただ、この問題については、課外活動が学生の自主的活動であり顧問教官も自発的にこれを担当しているという事情があるため、文部省としてもこれに対して財政的措置を講ずることがむずかしい点があると思われる。また、厚生補導費の増額によって、所期するような顧問教官の経済的負担の軽減ということが実現されるかどうかという点にも若干疑問がある。以上のような問題点があるが、この問題について文部省がどう受止め、どう配慮されているかについてご説明をお願いしたい。

これに対し学生課長より次のとおり説明があった。

厚生補導費は一本の柱となっており、予算配分のとき各大学から事項毎に計画を出して貰って配分している。今回の課外活動の振興に関する要望書を受取ったのでその要望を受けとめるものとして来年度予算に次のようなものを要求することになっている。

- 学生指導費におけるサークルリーダーの指導費（校費）の単価改訂。
- 地区大会に派遣のバス借上げ料として1校当たり10万円新規計上。
- 合宿研修の運営費についてサークルリーダー研修に要する経費計上。
- 課外活動施設設備の充実を図るため今回大型の用具（ボート、ヨット、救助艇等）をも

整備充実することにし5カ年計画で実施する。

なお、顧問教官の旅費のことまでは現在考えていない。顧問教官に対する経済的援助は間接的なもので直接的なものは今のところはない。

以上の説明に対し若干質疑応答があったのち次のような意見が出された。

厚生補導費の面で要望の趣旨が若干配慮されているのは結構であるが、この要望書では顧問教官の位置づけが強調されているので、予算問題を別にしてこの根底の考え方自体についての文部省の見解を伺いたい。

これに対し学生課長より次のような答弁があった。

顧問教官が課外活動に対して持つ役割りや位置づけについては現在研究の過程にある。かつての名古屋大学の航空部におけるグライダー輸送中の衝突死亡事故にかかる父兄からの損害賠償請求の係争事件では、裁判所は「課外活動は学生の自主的活動であって顧問教官に責任はない」という判決を出した。一方でそのようなこともあるので顧問教官の問題については慎重に検討している段階である。

このあと、なお顧問教官に対する経済的援助の問題について種々意見交換があったのち委員長より次のとおり結びの言葉が述べられた。

この顧問教官に対する経済的援助の問題についてはいろいろむずかしい問題があるが、一方学生とのコミュニケーションに果たす顧問教官の役割りは重要なものがある。それで、特に顧問教官の活動に要する旅費については厚生補導費中の旅費の増額を図るとかの配慮をしてほしい。また間接的な面での予算措置についても今後一層の配慮をお願いしたい。

3. 学寮問題について

初めに委員長より、国大協において学寮問題を検討してきた経過と、今回この学寮問題を再検討するに至った経緯について説明があり、さらに過般の第4常置委員会でこの問題が論議された経過について紹介があったのち意見交換に入り、主に次のような意見が述べられた。

○ 学寮問題の再検討を前回総会に提起した趣旨は、4年前に第3・第4両常置委員会が努力してまとめた「学寮に関する調査研究資料」が諸種の事情から棚上げされたままになっているので、これを現時点で検討し直し修正すれば価値あるものができるのではないかと考えたからである。

○ 最近は学生の考え方や態度が学園紛争当時とは大分変わってきており、学寮問題についても或る程度話し合いによる解決が可能になってきた面がみられる。

○ あの「調査研究資料」は十分論議を尽してまとめられたものであるが、そこでは学寮の性格を教育施設とみるものが基調となっている。その前提についても問題がある。

○ 学寮を厚生施設とだけみるのは問題がある。あの「調査研究資料」について見ても純然たる教育施設としているものは少ない。大多数は学寮を教育施設と厚生施設とを兼ねたものと考えている。

○ 最近は学寮に入寮する学生が少なくなっている。これは一つは大学の管理権が及ばず、一部の寮生が入寮選考の実権を握っているため一般学生から敬遠されているためと思われる。

○ 古い寮は入寮者が少ないが、最近建設された筑波方式の寮（個室式、寄宿料1,400円）は満員になっている。

○ 学寮を新設する場合、最近は食堂は付けない

いことを条件としている。寮が食堂を抱えていることが種々な問題を起す原因ともなるが、食堂がないことは不便な点がある。

- 古い寮にいる学生から新寮建設の希望があるが、新寮を建てるには文部省から条件整備の要求が出され、結局学生との話し合いということになり、学寮についての現実問題と本来の問題とがズレてくる。その辺のことをどう考えるか。
- 1学部でまとまった学寮は管理しやすいが、各学部学生が混合になっている寮はむしろかしい点がある。管理がうまくいかいかないかは各大学の事情によって違う。教科書（一般的な見解）では各論的なことまでは触れられない。

概ね以上のような意見があったのち委員長より次のような提言があり、了承された。

この学寮問題については、情勢の変化も捉えてもう一度検討する方向で検討してみてもどうか。46年の「学寮に関する調査研究資料」を洗い直すことについて第4常置の方にも連絡し意向をきくことにする。本委員会としては次回の委員会でこの学寮問題の検討方法について更に検討を行うことにしたい。

なお、寄宿料の問題について次のような意見があった。

- 下宿に住んでいる学生が食住に多額の負担をしているのに、一部の学寮入居者が国費の補助を受けて特殊利益を得ている点は問題がある。
- 授業料や寄宿料については値上げ反対が前提となつて論じられている場合が多いが、客観的論拠に基づいて論ずる必要があるのではないか。

4. 授業料について

このことについて委員長より次のとおり述べられた。

授業料の問題は当委員会の守備範囲を超える問題であるが、学生生活に関連する重要な問題ということで前回の委員会で一応当委員会の審議事項の一つとして取り上げられることになった。しかし、この問題は本来第6常置委員会の所管に属することであるので適宜連絡をとりつつ対処して行くことにしたい。本日はこの授業料問題について第6常置がまとめた見解「国立大学の授業料について」が資料として配付されているので、まずこの資料の検討から始めることにしたい。

ついで事務局長よりこの第6常置の見解の扱いに関して次のとおり説明があった。

この第6常置がまとめた授業料についての見解は、去る9月18日の同委員会での最終案として認められたもので、目下これを各理事に送って意見を求めている。なお、この見解は内部資料ということであつて、今このままの形で外部に公表されるというものではない。この見解は今後理事会の討議を経て総会にも提出されることになるう。

以上の説明ののちこの「見解」の内容、表現等について種々論議があつたが、時間の関係上この資料を各自持ち帰りその内容を検討のうえ次回委員会で継続審議することとした。

なお、第5議題として予定された学内暴力問題の審議も次回に譲ることとした。

次回は10月20日（月）13.30より開催することとした。

（3）就職問題懇談会議事要旨

日 時 昭和50年9月9日（火）10.00~12.00

場 所 文部省第4特別会議室

出席者 大学8団体および高専3団体関係者

文部省：学生課長，課長補佐，補導係長
開会に当たり十文字学生課長より次のような挨拶があった。

昨年11月以来の就職推薦選考開始時期の問題については種々曲折があったが，最終的には9月求人活動開始，11月選考開始ということに決定した。その後の状況をみると9月1日求人活動開始の線は守られているようで，各大学の協力に対し深く感謝する次第である。これに続いて11月1日からは選考開始ということになるがその状況の推移をみて，その結果を基に今後のことをご相談したいと思っている。

一方，ご承知のとおり最近の経済不況によって深刻な就職難の事態が生じ，大手企業においても新卒者の採用を中止する所も出るというような厳しい状況となっているが，学卒者が社会で活動できる道を開くためにその打開の努力をしなければならないと考えている。企業の雇用促進については労働省でも種々努力しており，各大学においてもそれぞれ苦勞されているが，文部省としても各位のご意見を伺って役立ち得る点があれば尽力したい考えである。

そのようなことから，差し当たり本年の企業からの求人状況が昨年と比べてどう変っているかについての情報交換を行い，また11月の選考開始後の就職決定状況についての実情を把握したいと考えている。そのため別紙資料にあるような要領で就職状況調査を行いたいと考えているので，これについてのご意見も伺いたい。

以上が本日ご参集頂いた趣旨であるが，まず今年の求人状況について各団体よりご報告をお願いしたい。

◎ 求人状況報告

(国立大学協会) 国立大学学生の就職状況を

調べるために幾つかの大学に電話照会をしてみた。地域別にまた種々の学部についてきいてみたが，大学により，また学部により事情は大分違うようである。一般に企業からの求人は昨年に比べ多少減少の傾向にあるようであるが，余り変らない大学もある。大部分の所は昨年のほしくないほぐらいの求人状況であるように推測されるが，一面において中小企業からの新しい求人が来ているような現象がみられる。企業側の求人の出足は例年より遅いようであるが，これは経済不況の影響とともに本年の推薦選考時期の企業側の協定の関係もあるように思われる。

一方，学生の方の状況については，まだ新学期が始まっていないため様子が分らないが，或る大学では就職不安による父兄からの問合せが多いため今年初めて地区毎に父兄との懇談会を開いた所もあり，学生側にも多少のあせりがあるのではないかと思われる。それと，今年は例年になく大学院進学希望者が多いというような情報もあり，これも就職難の反映かとも思われる。9月10日を過ぎないと学生も登校しないので詳しい状況は分らないし，10月半頃でないとはんどうの状況は掴めない様子であるが，一部の大学について照会した結果では概略以上のようなことである。

(私立大学協会) 昨日在京委員が集まって情報交換をしたが，集まったのは主に理工系の大学であったので，参考までに私の大学(東京理科大学)の状況について報告する。現在求人件数は500件くらいでこれは昨年の2,000件に比べ1/4程度である。このような状況は東京近郊の理工系の大学においては大体同様のようである。しかしきくところでは北海道，関西，中国等は昨年と余り変らないとのことで地域によって差があるようである。

文科学部部の状況について本学（東洋大学）の場合を参考までに報告する。本学の文科系5学部部の求人件数は9月6日現在で2,200件であって昨年9月の4,400件に比べると丁度半数である（なお、この9月6日現在の2,200件という数字は昨年の5～6月頃の数字と合致する）。なお、今年は業種によるアンバランスがみられまた女子の求人が絞られている点が目立つ。このような状況であるので学生は教員や公務員に就職希望する者がふえている。本学の文科系学部については概ね以上のような状況であるが、文科系については他大学も大体似たような傾向にあるようである。

（私立大学連盟） 当連盟としてこの問題について特に話し合っていないが、推測では文科系も理科系も似たような状況である。本学についていえば理科系の求人数は昨年の半分に達していない。これは企業側の出足が遅いせいかもしれないが、今年は就職事務開始時期が変わったこともあり、はっきりした比較はできない。

本学（同志社大学）の文科系の求人件数は2,000件、理科系（工学部）は1,900件で大体例年の $\frac{1}{2}$ 程度でかなり厳しい状況にある。また求人先の内容も変わってきている点がみられる。関西地方は押しなべてそのような傾向である。今年は求人出足の遅い関係もあるかもしれないが、このままだと積み残しが出る懸念もあり、学生の就職指導に苦労している。

（私立大学懇話会） 本会加盟の大学の求人状況について調べる暇がなかった。本学（学習院大学）の場合についていうと求人中止の会社が98社あり、そのうち製造業関係が47社で圧倒的に多い。もう暫らくしないとはっきりした状況は分らない。

（国立短大協会） 東京周辺の短大について調

べたところでは、昨年に比べ求人出足は悪いが採用中止の通知はない。現在の求人申込件数は昨年に比べ非常に少なく $\frac{1}{5}$ ～ $\frac{1}{10}$ 程度である。

（公立短大協会） まだはっきりした状況がつかめていないが、公立短大は48校で学生数は16,500人という少数であり、その上公立短大は特殊な学科（看護、保育など）が多いので従来は就職の心配がなかった。今年4月の採用取消調査でも殆ど該当がなかった。今年の見通しとしては多少低調のところがあってもそれほど心配はないのではないかと思われる。もう少し明確な調査をしたいが目下の見通しは大体以上のようなことである。

（私立短大協会） まだ求人が始まったばかりで状況報告をする段階にない。近い中に傘下430校について調査したいと思っている。現時点では業界側の求人活動開始時期は守られている。企業の不況で有名企業からの採用中止の通知も来ており、それは特に女子について多いようである。また採用人員減少から推薦人数が少なくなっている。以上は東京の2～3校についての状況であるが、地域差や専門別の学校差等でムラがあるのではないかと思われる。なお、父兄から雇用不安からの憂慮が表明されているのも今年の特異な現象である。10月一杯は求人活動が行われるがこれが尻上りになるか尻下りになるか分らないが、現時点では昨年より求人件数が減っており、推薦人員も減っている。

（国立高専協会） まだ求人活動が始まったばかりで実情を把握していないが、今のところ商船や電波関係は求人状況が悪い。国立高専全44校についてみると地域差や学校差が出てくるのではないかとと思われる。求人数の減少から特定校を選ぶ傾向が企業側に出てくるのではない

か。また、従来は殆ど大企業に就職していたが、その方面の採用中止や採用手控えから地元産業からの求人がふえてくるのではないか。そのようなことで、就職の方は何とかなると思うが、学生、父兄からはそれはレベルダウンと受取られるようである。

(公立高専協会) 公立高専は全部で4校で、昨年は517件の求人があったが現在は180件である。求人内容としては第一次産業、第二次産業関係のものが減っており、第三次産業関係はそれほどでもないようである。中小企業関係の求人が半数近くあり、学生がその方面に進めば就職の方は心配ないと思うが、学生は大企業や公務員、教員等の希望が多い。

(私立高専協会) 私立高専は7校であるが、就職状況については照会できなかったので参考までに本校の状況について報告する。現在168社から求人があり(昨年の $\frac{1}{4}$ ~ $\frac{1}{5}$)求人数は476人となっている。これは主に中小企業からの求人であり、大企業の採用中止は37社ある。他の6校についても大体大同小異ではないかと思われる。例年との比較は10月初めにしないと分らない。学生が中小企業に就職すれば問題ないと思う。

各大学・高専団体(公立大学協会は欠席)より概ね以上のような報告があったのち懇談に移り、主に次のような点について意見交換があった。

- 先程来の報告では昨年度の求人状況との数字の比較が中心となっているが、それは余り意味がないのではないか。なぜなら、今年は求人活動が9月以降となっており、また就職推薦選考時期の決定でごたつたこともあり、去年との比較はできないからである。
- 今年は求人活動開始が9月以降となってお
- り、去年(5月以降)の場合とは事情が違うので、今度行う予定の就職状況調査の中の「求人申込み調査」では昨年の5月末と最終期の状況を調べ、それと今年の9月末現在の状況とを比較してみることにしている。
- 9月からの求人活動解禁に伴って現在は専ら学生の会社訪問と企業側の就職説明会が行われている段階だが、その段階において採用内定等が行われ、11月以降選考開始ということが形骸化されるのではないか。従来も7月以降の選考が形式化されていた。
- 学卒者採用の減少に伴って企業側に特定大学を指定して募集する傾向が生じてきた。これまでの高度経済成長下で各大学に門戸が開放され自由応募ができるようになってきたのに、経済不況を契機にまた逆コースを辿って指定校制が復活する気配があるのは遺憾である。関係当局の方で雇用促進とともに指定校制を防止するよう配慮してほしい。
- 新聞紙上で採用中止と報道されている会社でも学生が直接訪問すると応募受けをする会社もあるようである。
- 縁故関係という場合もあるが、優秀な学生なら採用しようというような面もある。
- 指定校制排除については国立大学においても地方大学からそのような要望が出されている。優秀な学生でも有名大学の学生でないと入社試験の機会を与えられないという不公平な現実がある。
- 企業の雇用拡大については、この8月に労働省から職業安定局長名をもって各都道府県に勧告が出されている。指定校制の問題はもう少し推移をみないとはっきりしたことは分らない。
- 労働省だけでなく文部省としてもこのよう

な機会に経団連、日経連、政府等に対し雇用拡大の要望をするか。

- もう少し状況をみて必要ならば考慮する。労働省には求人需要調査をお願いしている。その求人需要と学生の就職希望を対比して、各大学の就職指導の参考に供したいと考えている。
- 労働省に就職対策本部のようなものをつくるという話があるがどうか。
- 学卒者の就職落ちこぼれの対策として地方の求人需要を掘り起こし、職安の中にインフォメーションセンターを設け情報を各大学に提供するという話が来年度の計画としてあるようである。
- 本学（日本大学）では従来は求人と求職の需給の比率は学生1人に対し4～5社くらいであったが今年は1：3くらいの比率になる。それで、学生に対しては大手企業志望を脱皮させる指導をしている。今までは求人申込みがあっても応募者のなかった会社が相当あったが、今後は状況が変ってくるのでその状況に即応した指導体制が必要である。
- 国立高専では求人件数はダウンしていないが採用人員がどうなるか。歩留りが厳しいのではないかと懸念される。

概ね以上のような意見交換ののち、文部省で計画している「昭和50年度大学、高専卒業予定者就職状況等調査」（各大学、高専宛のもの）について別紙資料により説明があり、一同これを了承した。ついで学生課長より次のとおり述べられた。

この調査結果がまとまった場合には各大学団体にもこれを知らせ、また労働省等にも働きかけるつもりである。この調査の実施について各大学団体の協力方をよろしく願いたい。な

お、今年の厳しい就職状況に鑑み、各大学で学生に対しきめ細かい指導をして頂きたいので、その旨の依頼を大学局長名で近日中に出す予定にしているのでお含みおき願いたい。

（４） 第４常置委員会議事要録

日 時 昭和50年9月11日（木）13.30～16.00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 池田委員長

村尾、竹内、白淵、三輪、勝木、鈴木、林、三上、増尾、山岡、太田、具島各委員、井上臨時委員

池田委員長主宰のもとに開会。

初めに、前回（6月17日）の議事要録の朗読があり、これを承認した。

議 事

1. 学生の教育研究災害について

初めに委員長からつぎのような経過説明があった。

「学生の教育研究災害補償制度に関する調査研究会」が先程まとめた同補償制度に関する「中間報告」について、過般文部省は各大学に対し意見照会を行うとともに国大協に対しても意見を求めてきた。しかし各大学に意見照会中の段階で国大協としては意見のまとめようがないので、前回の委員会において、国大協としての意見提出については、各大学から文部省に提出された回答のうち、国立大学関係の分だけを集めそれを検討して意見をとりまとめるということが了承された。それで、本日はそのことについて、まずつぎの三つの資料について報告し、それに基づいて国大協としての意見をどう報告するかについて協議をお願いしたい。

前述の三つの資料とは本日お手許に配付した

①文部省が「中間報告」について各国・公・私

立大学にアンケート調査した結果のまとめ、②それに基づいて文部省の「学生の教育研究災害補償制度に関する調査研究会」が出した最終報告、③アンケート調査から国立大学の分だけについての意見をまとめた資料、の三つであり、これらの資料の内容を一応紹介した上でこの問題に対する意見の取りまとめを行いたいと考えている。

以上のような前置きののちつぎのように報告があった。

(1) 学生の教育研究災害補償制度に関するアンケート調査の結果

文部省が国・公・私全大学を対象として実施したアンケート調査の結果は以下のとおりである。

1) 制度案に対する賛否

回答率 81.4% 賛成 82.4% 反対 10.6%

反対の主な理由

- ① 災害事故が少ない。
- ② すでに、この制度類似の制度を有しているので必要がない。

2) 加入の見込まれる学生数

昼間学部・学科

51年度新入生 59.9%

50年度以前の入学者 37.5%

計 44.0%

大学院

51年度新入生 65.8%

50年度以前の入学者 48.1%

計 56.5%

ほぼ半数の加入者があるという見込数である。

3) 見舞金額に対する意見

最も額の高いC案（廃疾見舞金最高1,500万円、死亡見舞金定額1,000万円）が60.9%で、

多い数字を示している。

文部省がまとめた国・公・私全大学についての調査結果は以上のとおりであるが、これを当方で国立大学だけについてまとめた結果は次のとおりである。

1) 大学としての回答 75大学
制度に賛成 74大学 (98.67%)

2) 加入の見込まれる学生数

昼間学部・学科

51年度新入生 84.7%

50年度以前の入学者 51.5%

計 59.7%

大学院

51年度新入生 76.6%

50年度以前の入学者 56.1%

計 64.1%

3) 見舞金等について

C案に賛成 43大学 (57.33%)

以上の2つの資料を比較すると、国・公・私立全体のものに比べ国立大学だけの方が加入の見込率が高くなっている。

(2) 「学生の教育研究災害補償制度について（報告）」について

この報告書は、さきに当委員会にも報告した調査研究会の「中間報告」に、今回のアンケート調査の結果を取入れたことと「医療給付」のところが補足したことが異なるだけで、その他は内容・形式とも「中間報告」と同様のものである。調査研究会はこの報告書をだしたところでその任務を終ることになるが、これに基づいてその後の文部省の作業状況は、この制度の実施について保険会社とも対応し、大学側の取りまとめを学徒援護会でその用務を扱う構想で概算要求の準備を進めているということである。なお、もう一つのことは具体化の段階で、正課

および正課に準ずるとは何かなどのことについての詰め作業を11月までに完了し、51年度の学生募集要綱にも載せられるようにしたい意向である。

(3) 学生の教育研究災害補償制度についての各大学の意見について

つぎに、国大協としては、この制度の実施について何かを要望するとすれば、文部省の詰め作業の段階で要望を織り込んでもらうとか、とくに配慮してもらうことは何かとか、の働きかけをすることになる。ところで、先程説明した数字はただ機械的に集計した数字に過ぎないが、その他にアンケート調査には、大学の意見欄というのがあって、そこで述べられた意見をまとめたのが資料<大学からの意見等>（文部省作成）であり、その意見のうち国立大学の分だけをまとめたのが資料<各大学の意見集計>（国大協作成）である。その主な事柄はつぎのようなことであった。

1) 対象とする学生

範囲を拡大する（留年生、研究生、その他）教職員も対象にふくめる

2) 対象となる傷病等の範囲

範囲の拡大希望

教育・研究生活と関係のある普通の疾病にも適用

学外実習その他、適用の範囲を明確にせよ

3) 給付について

治療日数による算定に疑問

7日以内にも給付せよ

見舞金を更に高額にせよ

4) 掛金について

軽減のための国の援助

掛金がたかすぎる

期間後の掛金の一部返還

留年者の掛金をどうするか

5) 加入方法

何等かの方法で全員加入を

同一学年の $\frac{1}{2}$ という基準を下げ少数加入も認めよ

半強制的、強制加入

入学時4年分徴収

6) 本制度の運用について

学生保険との関係をどうするか

事務量の増加に伴う人員増の援助を

事務の簡素化、事務量が増大しないように大学の認定、証明、申告の尊重

以上は国立大学の意見を洩れなく拾って整理したものの中の主要なものである。

(4) 本補償制度に対する国大協の意見について

以上の報告が終ったのち委員長より次のとおり諮られた。

本補償制度の問題について、来る11月の総会にはこれまでの説明の要旨を報告することでよろしいと思う。ただ、対外的なこととして、以上のことを参考にして、当委員会は文部省に対し、何等かの申入れをすることはあるかないか、あるとすれば何があるかを協議願いたい。

なお、このことについては理事会・総会の承認を得る時間的余裕がないので、取敢えず当委員会の意見として要望し、理事会・総会にはその趣旨を説明して事後承認を得ることにしたい。

つづいてつぎのような意見が交された。

○ 各大学の意見集計を、もう一度まとめなおすのは容易なことではない。

○ おおよその意見は、この集計にまとめてあるのだから、当委員会としては文部省の詰め作業の段階でこの集計資料を参考に各大学

の意見を充分汲み入れられるよう要望すること
とでよろしいと思う。

- この制度が実りを成すかどうかの鍵の一つは、最初の加入者が多いか少ないかにあるので、総会では全大学に大多数の参加を要請すべきだと思う。
- この課題についてはすでに新聞紙上にも発表されたことでもあるので、この際、委員長が総会前に文部省に出向いて、当委員会の意見を述べ実施を要請すべきだと思う。

以上のような意見交換が行われたのち、早速、池田委員長が〈各大学の意見集計〉に当委員会の見解を添えて文部省に要望することになった。つぎに、11月の総会には、この課題の進展に今後格別の変更がなければ、今日までの経緯ならびに当委員会として、文部省に要望したことを報告することが承認された。

2. 委員長の交代について

初めに委員長よりつぎの提言があった。

わたくしの任期は来る11月6日をもって満了になるが、11月の総会とのかかわりあいもあるので、とくにご異存がなければ本日ここで後任の委員長をお決めいただく方が適切かと思う。よろしくご協議をお願いしたい。

以上の提言につづいて早速互選にはいり、

山岡亮一委員 高知大

を次期委員長に選任した。

なお、池田委員長の任期満了までは、新旧両委員長が話し合いのうえで第4常置の今後の業務を進めることが付帯として承認された。

3. その他

学寮問題についてつぎのような意見が交された。

- 前総会において、学寮問題について再検討すべき状況にあるのではないかという意見が

でたので、この問題をどのように取扱ったらよいか。

- この問題については、数年前にある程度の見解をまとめ第3・第4常置合同委員会に提案したところ、かなりの修正を受け、更に総会において異論続出し大幅な修正となり、国大協としての統一見解をまとめることはできなかった。このような過去の経緯からして簡単に結論が出せる問題ではないと思う。
- 学寮の性格付けについては、かつてその論議が第3常置のイニシアチブで始まったと思うので、まず第3常置の意向によるべきではなからうか。
- いずれにしても前総会で意見のた課題であるので、11月の総会において第3・4常置から何等かの見解はださなければならないであろう。

以上のような意見交換のち本日交された意見を、委員長から第3常置の委員長に伝えることにした。

(5) 第6常置委員会議事要録

日時 昭和50年7月11日(金) 10.30~13.00

場所 国立大学協会会議室

出席者 渡辺委員長

和田、加藤、福原、太田、佐野、中村
各委員

手塚、高梨各専門委員

(オブザーバー) 氏原前委員

渡辺委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

過般の第56回総会において「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書(案)」の提案を行ったが、同要望書(案)の第2項に掲げてあった「大学院調整手当についての再検討」の部分に

については更に検討を要するという事で保留となった。それで去る6月30日に給与問題小委員会を開いてこの問題について検討を行った結果、一応の修正案がまとまったので、時期を失せず処置する必要があると思ひ本日急速お集まり頂いたわけである。なお、この教官の待遇改善問題に関連し、文部省の教官等待遇改善研究調査会の審議状況についてもこの機会にご報告をしたい。

議 事

1. 大学院調整手当について

委員長より、まず給与問題小委員会の方から経過説明をお願いしたいと述べられ、高梨専門委員より次のとおり報告があった。

本日二つの資料を配付したが、その一つは先般の総会後に各関係機関に提出した「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」に追加する「大学院調整手当に関する要望」の原案であり、今一つは文部省の調査会がまとめた「大学及び高等専門学校教員等の待遇改善に関する報告」の最終案である。まず、文部省の調査会の関係のことから述べることにするが、去る6月20日にまとめられた調査会の報告案では、本日の議題となっている「大学院調整手当」の問題は今後の検討事項とする、ということで明文化されていたが、7月7日にまとめられた最終案ではこの問題は保留となり文面からは削除された。なお、この調査会の報告案は同日文部大臣に提出され、来る8月の人事院勧告に反映させることになっている。

以上の前置きに続いて同報告案の内容について、国大協の教官待遇改善に関する要望事項と関連させて説明があったのち、本日の主題である「大学院調整手当に関する要望」について配付資料を基に次のような説明があった。

大学院担当教官には、本俸の4または8パーセントの大学院調整手当が支給されているが、大学院の増設に伴い大学院調整手当の受給者は国立大学教官の過半数を超え、今後ますます増加する傾向にある。その上、大学院専任教員制の採用や独立大学院大学の創設が進むにつれ、超過勤務としての性格をもつ大学院調整手当は、制度的になじみにくくなっている。こうした実情を配慮し、大学院調整手当について再検討を加える必要があるというのが本要望の趣旨である。そして、その検討の具体的方向として

(イ) 大学院調整手当は「大学研究調整額」（仮称）と名称を変更し、大学院調整手当8パーセント以上を目途に、これをすべての大学教官に適用し支給する。

(ロ) 大学院の講義・演習等を分担する場合には、その負担の程度に応じて別途配慮する。

(ハ) 学位（修士を含む）論文審査に当って現在支給されている超過勤務手当をその適用拡大を含めて大幅に増額する。

の3点を提示したものである。

なお、(イ)の提案については、教官研究費の増額が余り期待できない現状に鑑み、俸給でこれをカバーする意味をも含めている。また、国立高専校長会から大学と高専の俸給表を一本化してほしいとの要望があり、これを無視し得ない事情もあるので、それに対応し大学には「研究」がありそれに見合うものとして「研究調整額」というものがあってよいのではないかと考えたわけである。

以上の説明に続き、委員長より更に次のように述べられた。

文部省の調査会では、この大学院調整手当の問題については国大協から要望が出されるならということで先の報告案にはこの問題が検討事

項ということで盛り込まれていたが、この問題についての国大協の意思統一がまだできないので、最終報告案ではこの問題は保留となり、継続審議ということになった。

この大学院調整手当の問題はむずかしい内容を含んでおり、また各大学の実情も異なっているため、いろいろな意見が出されている。すなわち、大学院調整手当は既に定着しているもので、これを再検討すること自体に問題があるのか、或いはこの手当をもっと強化すべきであるとかの意見もある。また、この手当を貰っている教官とそうでない教官との資格審査が厳しい大学もあり、そうなるとこの手当をなくしてすべての教官にこれを一律に支給するという事にも問題がある。しかしその反面、この調整手当については制度的に不合理な点もあり、また資格、能力を有する教官でこの手当を貰っていない者もいる。更に大学や学部によってこの手当の支給がまちまちの状態であるという実情もある。そのようないろいろな複雑な事情を考えると、これの改善についてどう表現したらよいかむずかしい点があるが、過日の給与問題小委員会ではこの問題についていろいろ議論をし、それを踏まえて本日配付のような原案をまとめたので、これについて十分な討議をお願いしたい。

以上の説明ののち次のような意見交換が行われた。

- この大学院調整手当の問題は、過般の総会の論議の状況からするとまとめるのがむずかしいのではないかと。
- 総会の時にはこの提案が大学院調整手当の廃止というように受け取られたからである。
- この案の(イ)では大学院調整手当の名称を変えてこれを大学教官全員に配分し、(ロ)では大

学院の講義等を行う者には別な手当をつけるということになると、結局今までやっていたことと同じことになるのではないかと。

- (ロ)で言っている趣旨は大学院の講義等を分担する教官には学内兼担手当をつけるということであって、大学院の専任教官に対してつけるものではない。
- 今ついている大学院調整手当の意味はどういうことか。
- 超過勤務給あるいは特別勤務給といわれている。現在の大学院教官は学部教官兼大学院教官という形で、大学院教官は二つの顔をもっている。それが大学院専任教官ということになると一つの顔になり、この専任教官には特に大学院調整手当はつけないということである。大学院教官は次第にふえて行くので特に大学院教官に対し特別な手当をつけて差別することをせず、この手当に相当する額を大学教官全員に一律に支給するようにして大学教官の給与改善を図ろうとするものである。ただ、大学院の講義等を受持つ教官にはそのロードに対し学内兼担手当をつけるということであって、従来の大学院調整手当とは支給の方法が違う。従来のように特定の教官に8%の手当を一律につけるというのではなく、実際に大学院の講義等を行った者に時間給を支給するという事である。
- そのように考えるのは大学院調整手当についての受け取り方が違うのではないかと。この大学院調整手当は現在は資格給、能力給的なものと考えられている。つまり博士課程を指導する資格のある人に8%の調整手当がつけられているのである。その辺議論をして統一見解を立てないと議論が混乱する。
- この問題にはロードのことだけでなく資格

のことが絡んでいるのでむずかしい点がある。

- (ロ)の「大学院の講義・演習等を分担する場合には、その負担の程度に応じて別途配慮する」という点はもっと具体的な表現でないという意味がよく分らない。また、(イ)で「すべての教官に8パーセント以上の大学研究調整額を支給」したうえで(ロ)で更に「大学院の講義等を分担する場合には別途に手当を支給」することになると上積みということになる。
- ㊦でない教官が大学院の講義を頼まれて分担する場合は非常勤手当が貰えて給与がふえることになる。しかし、大学院専任教官にはこの手当はつかないことになり現在とは逆な結果となる。それで(ハ)の「学位論文審査の超過勤務手当を大幅に増額」してその均衡を図ろうということか。この案だと、学部専任教官が大学院の講義等を行う場合と大学院専任教官が学部の講義等を行う場合には手当が出るが、学部教官兼大学院教官という二枚鑑札の教官には手当が出ないことになる。現在の大学院専任教官という言葉は曖昧な点があり、従来の兼担の場合と最近の単純専任の場合との二種類ある。その辺がいろいろ複雑なので、まず(イ)の措置で全教官の給与の底辺を引上げることを考え、(ロ)の点についてはそのあとで考えることにしてはどうか。
- 地方の大学では大学院を創ることによってこれまでよりよい条件が生れてくるとの期待がある。そして、そのことによって現実に格差が生じても仕方がないと空気がある。そういう実情からすると、その区別をなくすというこの案は、大学側からこの案本来の意図と違った受取り方をされる恐れがある。従来㊦等の大学院教官資格検査が行われてきた

が、この案によるとそれらのものは否定されることになる。

- 大学院教官の中には学部と大学院とを兼任している教官が多い。大学院だけ専任の教官は少ない。それと学部だけ専任の教官というのも多い。大学教官にはその3種類があるが、この案の(イ)によるとその3種類の教官全部が現在の大学院調整手当相当額の手当を貰うことになり、そして(ロ)では大学院の講義等を「分担」する場合には更に特別な手当が支給されるということになっている。そうすると学部と大学院を兼担する人にはその手当がつかないので、その人達は二重負担ということになる。
- 地方の大学では大学院調整手当を貰っている教官は少ない。そういう教官はそれなりに研究を積み努力を重ねている。そのような教官の給与が高いのは当然であるとの考えがある。大学院を創ることには多くの苦勞が伴っている点について考慮を払う必要がある。
- 地方の大学の場合には大学院の学生が少なく、学生が欠けている専攻も出てくる場合がある。それで資格のある教官でも大学院教官にできない場合がある。そういう実情からすれば(イ)の案は歓迎されるべきである。また(ロ)の案も結構だと思われる。
- 現在は資格があっても大学院調整手当が貰えない例があるので、実際の講義等の負担に応じて兼担手当を出すということもよいと思う。
- 兼担手当は4%程度にはなると思う。文部省が困っているのは兼担手当を出している所と出していない所がある点である。大蔵省としては兼担手当には反対の意向である。それでこの案のようにはっきりすれば文部省とし

ても説明が付きやすいのではないか。

- 教育学部などにある「専攻科」の講義等に対しても大学院調整手当のような手当を出せとの要求がある。

概ね以上のような意見交換があったのち委員長より次のとおり述べられた。

この案の(ウ)の表現は簡単すぎるが、その言おうとしていることは、例えば大学院大学を創ったとき大学院専任教官が学部を教える時にも兼担手当がつくというように解釈してよいなら、これで差支えないと思う。もし以上のようなことであるとすればこの文中の「分担」の語は「担当」と改めた方がよいと思う。なお、この案については種々意見があったので意思統一をすることが必要である。本日は欠席者が多いので、ここで最終決定をすることも適当でないので、その手続のことはあとで考え、また執行部にも相談した上で最終決定をすることにし、本日は取敢えずここでの意見のとりまとめを行うことにしたい。

ここで原案について協議の結果、一部の字句、表現について別紙のとおり修正が行われた。

このあと委員長より次のような提言があり、了承された。

この修正案を本日欠席の各委員に送って意見を求め、今月一杯に委員長のもとに提出して貰うことにしたい。また、本日出席の各委員には各自の大学の学内の意見を徴して頂きたい。一方、前述したように執行部とも相談し、外部の事情も考慮しながら時機を逸しないよう処理することとしたい。なお、先程発言のあった専攻科の手当の問題については制度的な問題にも関わりがあるので、第1常置委員会および教員養成制度特別委員会に諮ることとしたい。

2. その他

学費小委員会の委員長である福原委員より、同小委員会（7月2日開催）の審議経過とこれに基づいて実施した学生の経済生活状況資料の収集のことについて報告があった。

また一昨日（7月9日）開催された大学財政小委員会（文部省関係官との懇談）の議事内容について和田委員より報告があった。

最後に委員長より、本委員に関係する下記要望書等の提出があったことが報告され、閉会した。

- 助手の3等級わたりの早期実現のために（京都大学職員組合助手教務員部会）
- 新制大学農学部協議会要望書

（6）第6常置委員会議事要録

日時 昭和50年9月18日（木）10.00～14.30

場所 国立大学協会会議室

出席者 渡辺委員長

今村、加藤、石原、福原、太田、小泉、井上、佐野、高橋、飯島、中村、田中各委員

岩田、稲野、高梨、慶谷各専門委員

説明者 文部省 佐野大学局審議官、青柳大学 課課長補佐

渡辺委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のとおり挨拶があった。

本日はご通知したように三つの議題についてご協議願うことにしているが、第一の議題の「昭和51年度予算に関する要望書の立案」については来年度の文部省の概算要求と関係があるので、文部省よりその概要を説明して頂くため関係官の出席を煩わしたのでよろしくご了承願いたい。

ついで丁子事務局長より配付資料の説明があ

り、前回（7月11日）の議事要録の朗読は省略して直ちに議事に入った。

議 事

1. 昭和51年度予算に関する要望書作業について

初めに佐野大学局審議官から来年度の概算要求について別紙「昭和51年度概算要求重点事項」および「重点事項内訳」に基づいて詳細な説明があり、ついで青柳大学課課長補佐より同「概算要求重点事項」の中に新規に計上された「特別教育研究経費」の内容について補足説明があった。

以上の説明に対し、教官当積算校費の単価改訂および非実験の実験化、特別研究員制度に関する予算、歳入・歳出の伸び率等について質疑応答が行われた。

ついで「昭和51年度予算に関する要望書」の作業の審議に移り、前年度の要望書を参考に検討を行い、その中の「要望事項」については次の4項目を追加することとしたほか表現上の点に関し若干の修正を行った。

（追加項目）

I-2 研究教育に関わる経費の充実確保

I-10-(3) 大学間交流の促進

II-5 学生の教育研究災害補償制度の実施

V 国立大学教職員の処遇の改善

以上の「要望事項」の検討を終ったのち要望書の「前文」について検討を行い、現時点における状況に即するよう若干表現上の修正を施した。以上で51年度予算に関する要望書の成案が得られたので、これを10月初めに関係各方面に提出することとした。

2. 小委員会報告について

(1) 大学財政小委員会報告

大学財政小委員会の飯島委員長より同小委員

会の審議経過について概ね次のとおり報告があった。

本小委員会の作業に関し二つの事項についてご報告する。その一つは、51年度予算について特別会計制度協議会で協議が行われた際に文部省側より提案のあった「国立大学予算関係検討事項」に関することである。この「検討事項」が文部省側から提案されたのは、51年度は国の予算全般についても、また国立学校特別会計についても種々問題があるので、このような事態に対処して今後の国立大学の予算をどうもっていったらよいかということが背景になっており、このような事情に基づいて幾つかの試案が提起されたものである。この問題は特別会計制度協議会レベルで出された問題であるが、たまたま本委員会に大学財政の問題を検討する小委員会が設けられたので、ここでこの問題を検討してほしいということになった。それで第1回の小委員会（7月2日）でこの問題も議題として取り上げ、ついで第2回（7月9日）には文部省との懇談を行い、それを基に第3回的小委員会（8月8日）で意見調整をして資料3「国立大学予算関係検討事項について」のような意見書がまとまった。それでこれをその後開かれた特別会計制度協議会（8月12日）に第6常置委員長より提出し、文部省側の参考に供することにした。この意見書の内容は一読されればお分かり頂けると思うが、文部省は51年度の国立大学予算に関連する問題点として次の四つの項目をあげている。それは①既存の定員、欠員の活用、②客員講座制等の導入、③特別研究員制度の導入、④基本的経費の改善、の四つであり、そのそれぞれについての概略の構想が示されている。それでこの4項目についてそれぞれ検討し、大学の立場からの意見をまとめてみたのが

この意見書である。以下簡単にその要旨を紹介したい。(説明略) いま一つの報告事項は、この大学財政小委員会が設置された本来の課題である大学財政のあり方についての基本的検討に関することである。この問題についても小委員会で2回ほど討議を行い、その問題点についてのフリースピーキングや東大の「大学財政に関する改革資料」に基づいての検討などを行い、また関係資料の収集などを行っている。今後その問題点を整理し、必要な資料も集め、来年の春の総会頃までに国立大学の財政の問題点の指摘とその改善の方向の呈示ができるよう作業を進める方針である。この案が具体的にになったら親委員会にも報告しご意見を伺ってまとめ上げたいと考えている。

以上の報告に対し「国立大学予算関係検討事項」の中の欠員の活用、客員講座制等の問題について意見交換が行われた。

(2) 学費小委員会報告

学費小委員会の福原委員長より同小委員会の審議経過について概ね次のとおり報告があった。

本小委員会は、7月初めより9月初めにかけての夏休中に3回会議を開き、授業料問題について資料4と資料5の二つの資料をとりまとめた。資料4の方は授業料の性格等に関する理論的な問題について述べたもので今村委員の作成によるものである。資料5の方はこの授業料問題に関連のある学生の経済生活の実態についてまとめたもので、その基礎資料は文部省の「昭和49年度学生生活調査」と本委員会委員の関係大学9校から集めた学生生活調査資料である。これによると国立大学と私立大学との学費の相違や同じ国立大学間の学費の地域差などが明らかに認められる。学生の学費負担能力のことは

一概に言えないが、国立大学の授業料についての今村委員の見解は妥当なものともてよいのではないかと思う。

以上の経過報告に続いて資料4「国立大学の授業料について」を作成された今村委員より同資料の内容紹介があった。

これについて若干意見交換が行われたのち、この授業料問題に関する資料の取扱いについて渡辺委員長より次のとおり述べられた。

この授業料についての見解を今このままの形で公表することは考えていない。ただ、最近授業料値上げ問題が世上で取沙汰されている状況にあるので、国立大学として授業料について詰めた考えを持っておく必要がある。それでこのたび授業料についての従来の考え方を洗い直して現在の考えをまとめてみたわけで、この資料は今後のための検討資料ということである。その点をご理解のうえ、この案の内容でよろしいかどうかご検討頂きたい。

これについて格別の意見もなかったので、この資料を第6常置委員会の正式な資料として承認し、次の理事会にこれを提出することとした。

3. 教官等待遇改善について

このことについて渡辺委員長より次のとおり述べられた。

以前よりたびたび報告していたが、文部省の「教官等待遇改善研究調査会」において審議中の教員待遇改善問題について、このたび「大学及び高等専門学校教員等の待遇改善に関する報告」がまとまり文部大臣に答申された。この調査会には第6常置委員会から私と太田委員、高梨専門委員の3人が参加しており、ここで扱われている問題は本委員会での審議事項とも密接な関係があるので、今回の調査会の報告の内容

についてこの機会にご紹介することにした。

ついで高梨専門委員より次のとおり説明があった。

本年の5月から調査会の大学高専部会において「大学及び高等専門学校教員等の待遇改善に関する報告」の作成作業が行われ、去る7月7日に中間答申がまとめられたので翌8日に文部大臣より人事院総裁に対し要望が行われた。この中間答申の中には国大協からの「教員等の待遇改善に関する要望書」の関係事項も含まれているので、その関係にも触れながらこの中間答申の内容をご紹介したい。

以上の前置きののち同中間答申の各項目について、それらがまとめられた経緯にも触れながら詳細な説明があり、これに対し人確法実施後大学教官の待遇が相対的に低下している現状について種々意見交換があった。

このあと委員長より更に次のとおり提言があり、了承された。

教官の待遇改善に関連した今一つの問題として本委員会が検討中の「大学院調整手当の再検討についての要望書」の問題がある。これについては前総会で「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」提出を諮った際、同要望書案のこの条項だけが再検討ということになった。それで去る6月30日に給与問題小委員会を開いてこの問題を検討し、その後前回（7月11日）の常置委員会でこの小委員会案を審議し一応の案がまとめられた。しかし、この原案については本委員会内にも、また理事会においてもなお議論があったため、第6常置でもう一度検討、確認したうえで更に理事会に提出するという事となった。この要望案の内容は、従来の大学院調整手当には不合理な面があるので、これを大学研究調整額（仮称）ということにしてこれを

大学教官全部に適用、支給し、それによって教官の待遇改善を図ることを骨子とするものであるが、これに対しては大学院調整手当はその資格を有し現に大学院の授業を担当している者には当然これを出すべきであるとの強い反論がある。この大学院調整手当の再検討の問題は文部省の調査会でも検討されたが、なお種々問題があるということで今回の中間答申では保留ということになった。それでこの問題は今すぐ処理する必要もなくなったので、本委員会の宿題ということにしてもう一度検討の機会を持つこととしたい。

なお関連して委員長より次のような発言があった。

助教授の発令を文部大臣でなく学長から行うようにしてはどうかとの話が出されているが、一方では助教授と教授の一本化という話も出されている時点でこのような措置をとることは果して適当かどうか。この措置は事務的には手間が省ける利点はあるが、問題はそう簡単ではないので、この問題についても各位においてお考えをお願いしたい。

(7) 医学教育に関する特別委員会 会議事要録

日 時 昭和50年7月21日（月）13.30～16.30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 北村委員長

白淵、加藤(代栗冠)、相磯、勝木、吉利、脇坂、北村(義)各委員

尾島、中川各専門委員

北村委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から次のようなあいさつが述べられた。

前回（6月6日）までは、尾島専門委員提案

の「卒業後の教育」「研究体制と研究者養成」について論議が交された。その結果として大学院に対する国大協の考え方と文部省の考え方には、かなり感覚のずれがあることが分った。このことについては、いずれまた検討することにして、本日は中川専門委員作案の三次案につき検討することになっていたのでよろしく願います。

議 事

◎ 医学教育改革に関する調査研究報告書のまとめについて

まず委員長から、早速中川専門委員作案の三次案をもとに協議に入るが、表現の細かな修正や語句の手直しはいずれ最終原案について検討する機会に譲り、本日は、もう一度内容の本質的な問題について論議を重ねることにしたい、と提言があった。

以上の提言につづいて、主につぎのような論点の所在を指摘しながら意見が交された。

(1) 医学教育改革の必要性

○ わが国でも、ようやく医学教育改革の機運が生じてきた、という趣旨のことを入れることにする。

(2) 医学教育の目的

○ 内容的にはこれで充分だと思うが、論点の配列にもうひと工夫あってほしいと思う。

○ ここで言わんとすることは、医学教育の目的を明確に、かつ具体的に詳細に明示する必要がある。それがわが国の医学教育の中にはまだ十分に現わされてはいない。抽象的には学校教育法や医師会において採りいれられてはいるが、この際にはっきりさせる必要がある、という意味だと思う。

○ わが国では、医科大学も大学一般の中のメディカル部門ということで、共通性の基盤の

上に立つということを前提にしているが、外国にも大学教育法のような大学全体を支配する概念を規定して、メディカルもそれに当てはめるという考え方があるのでしょうか。

○ メディカル領域の一般概念はあるが、その上位概念としてのメディカルをも含めた大学一般の概念があるかどうかは確かではない。

(3) 国立大学における設置形態

○ ここでは、地域社会との関係がでてくる。これは他の学部とは著しく異なる医学部固有の問題である。つぎには、それとの関連で医学部が単科大学がよいか総合大学がよいかの問題がある。

○ 大学の望ましい形態としては総合である。しかし、そこには全般的な学部の目的・設置形態から生ずるであろう限界の制約があるので、おのずから地域性の限界がでてくる。しかし、医療センター的なものを通じて可能な範囲内で地域性との関わりを配慮していくことができるであろうと言いながら、他方では、単科大学ならば地域社会の中に入りやすいというような、相互矛盾する要素のあることが述べられているように読める。

○ それらの矛盾を無くしようということで、大学の自由度の拡大ということからいろいろなカテゴリーの組織を設けることの提案をしている。

○ いままでのような地域社会の進め方には、それによって起きる多少の弊害があったと思うが、別の方法でやろうと思えばやれないこともないので流動的に考えてよいと思う。つぎに、国立大学はすべて総合大学がよいとは言いきれないし、また将来の医科大学はすべて単科大学の方針であるということであれば、それにも問題がある。最近、単科の医科

大学ができた理由には、単科大学は設置が容易であること、メディカルセンター的な役割がしやすいということ、教養部との調整がうまくいかないからということがあると思うが、現行制度の枠内においても運用如何によっては、教養部との調整問題も、地域医療との結び付きも実現可能な余地があると思う。

- つぎに設置形態の問題としては、医学部と附属病院との間の不必要な摩擦の問題がある。これも医学教育全体の中での問題である。

(4) 学生選抜

- この問題については、いま他の委員会が全面的に検討しているのに、それを先取りして肯定・否定の上にとって論ずることは適当でない。しかし、仮説の形で述べることであれば問題はないと思う。何等かの学力テストの必要性があることは一般的に承認されるが、医者としての特性についてだけとくに選抜するということになると、受験生には二重の負担を課すことになり問題だと思ふ。
- ここでは、例えば、全国的な共通テストがあるとすれば、そのレベルがどの程度かわからないから、この構想によって近代医学を学ぶだけの能力のある者をまず選抜し、その範囲において医者になる適性を有している者を選ぶことができるのであれば、という前提だと思ふ。だとすれば、それは医学にとっては望ましい選抜の姿である、ということ述べようということだと思ふ。
- 医者になるためには、ある程度以上の基本的学力はあることが望ましいという考えはある。しかし、例えばアメリカでは学力だけが優れたいわゆる秀才は医者には適しないと言われている。

- とにかく、より望ましい医者の選抜ということは容易ならぬことである。しかし、これまでの医学部が、自分で自分の学部を学生を選ぶということに何等の努力もしていないことにも問題がないとはいえない。

- 選抜の具体的な提案をここで示すことは問題であるが、一般論として、このような理想案をここに掲げて、そういう研究をこれから労を厭わず進めていこうということが、ここでの趣旨である。

- いま問題になっているのは、いわゆる入試地獄がますますひどくなるという非難を被ることのないようにするために、入試地獄を軽減する方向で入試改革の研究が進められている。それなのに、人命は尊いから、ということはある程度わかってもらえても、医学部は逆に難かしくしようという提案をすることはやりにくいことである。

- 適性な医学生は、受験勉強を多くやったからといって、それによって判定することはできない。試験そのものはやさしくし、適当な方法があるならそれによって適性者を選ぶことができる、ということである。

- しかし、それは医学部の教官だけでないうることではない。

- つまり、二次試験というかどうかは別論としても、その選抜方法は受験者の負担を倍加するというわけではない。実例としては小論文と面接によって、誰がみても明らかに医者には不適當であるという者をセレクトすることができると言われている。少なくとも医学部にはこの方法の最少限は必要だと思ふ。つぎに、この選抜方法を採用入れることは一次試験の軽減にも繋がることになる。

- しかし、その方法が実際には容易に採り入

れられないという理由には、試験官の好みの者だけが入ってくるという危険性があるからだと思う。概念的には望ましいが、方法論的には困難な問題である。

- ペーパーテストだけではわからなかったことが、面接をし話をしてはじめてわかり、医者としては明らかに不相当とみられる極く少数の者を排除することができるだけでも有益だと思う。
- 結論的には、よりよき医者の選抜は望ましいことである。そのための研究は怠ってはならない。しかし、人間形成を妨げるような選抜方法ではいけない、基本の選抜としては人間教養を重視した一般の試験でなければならない、ということが重要な問題になる、ということであろう。
- 私学の入学の問題もあるが、そのことをここで触れるかどうかという問題がある。

(5) 教育課程と方法

- 視聴覚器材の問題は、今後の医学教育にとっては大きな問題になる。けだし、人権尊重の立場から、いままでのように患者を教材的に利用することができなくなる。そうなると視聴覚器材をかなり高いレベルまで上げて、それにより十分な研究をやったうえでないと臨床医学や社会医学にも携ることは危険をとまうことになる、ということから視聴覚器材の問題に触れることにした。
- 世界保健機構の地域ごとに医学校の教師の再研修の機関として国際教師訓練センターが発足している。わが国でも、一地方に1校程度の拠点校を設け、わが国の実情にあった医学教育の具体的なあり方についての研究を並行させる必要がある。と述べてあるが、これは医学教育のやりかたをセミナーと研究によ

って教育するということであろう。

- いわゆるティーチャートレーニングとは、とくに医学教育にとっては大事なことである。研究に対する評価ということは、わが国では伝統的にある。そのように教育に対する評価ということも一方において、何等かの基準づけをする努力がなされなければ、単に無駄な時間を過すだけに終る結果にならないであろうか。
- 教育の技術は難しい。しかしそれはどこかで教えなければならない。わが国の大学教育はそこには触れていない。
- 大学の教師は、いわゆる先生と言われる前に、まず学者であることを望んでいるのではなかろうか。
- このような自由な議論の場では、お互いに理解しているからよくわかるが、わが国の全体をみれば、やはり、よき研究者はよき教育者であるという信念をもっている人が少ない。それらの研究者は、それで充分でありそれ以上には何も必要としない、と自負しているのだから、それらを啓蒙するという限りでは必要であろう。
- この問題は、他の学問の世界においても同様に論じられなければならない課題である。大学の教育と研究は一体のものかそれとも分離すべきものか、という根本の問題である。
- わが国では研究は重視してきたが、教育の仕方については軽視していた、ということになろう。しかし、教育方法に多くのエネルギーを割くことによって研究が阻害されることになる深刻な問題である。

(6) 附属病院

- ここでは、診療科に専門科を設けることを否定するのではない。

つぎに、講座と診療科の関係の問題には触れなくてもよいのであろうか。つまり、わが国では講座はいまお揺がしがたい存在にある。ところで、実際問題としてとくに内科の問題であるが、一つの講座でいくつかの診療科をもつ場合に、講座否定の時代でもあるので診療科をはっきり確立させて、講座の研究部門に入る者と診療部門に携わる者とを分離することはできないものであろうか。たとえば、A講座、B講座いずれも肝臓の診療をするということがよいのか、診療別に専門化して調整することはよくないのか、という問題である。

○ 内科も次第に専門化されていく傾向にある。しかし一人の患者がいくつかの病気をもっているのだから、それに対応した診療科を実際には運営していかなければならない。だからといって、これを制度として決めることは適当でない。つぎに診療科と講座の関係の問題であるが、診療を教育・研究と切り離すことには問題がある。

○ 内科の専門化は試みとしては行ったことがあるが、結局は不成功に終わった。

つぎに重要なことは、大学病院の性格の問題である。大学病院を一般病院として総合診療科を置くこと、それはあまり専門化した診療科だけが限られた数だけあるよりは、総合診療の方が学生の教育上は望ましい、という考えが一方ではある。他方、地域の医師サイドからは大学病院は非常に特殊な診療を受け持ってもらいたいという要望がある。ということは、地域医療センターが別に設けられている場合に、大学病院もセンターではあるが、大学病院の医療センターとしての意義は違うことを期待している。それは大学病院は別の

医療センターではできない医療をやってもらいたい、つまり高度の専門家がいるセンターであってほしい、という要望である。しかし、患者のサイドからは、大学病院はやはりすべての患者の要望に応えてもらいたいということがでてくることになる。このことはこれからの大きな問題だと思う。

原案の論述は、学生教育のためには必要なことは満遍なくやることが望ましい、ということであるが、それも重要な理由の一つである。

○ 大学病院に総合的な判断をする診療科を置くことは、教育のためには特に必要である。それと同時に、附属病院全体としての診療科を考慮すべきではないか、ということは、現在は各講座ごとの診療科、というようなことになっているが、これを廃止して附属病院全体としての診療科を設定すべきではないかという提言があって、附属病院の診療科と講座との関係はそれぞれの大学のあり方によって決定されてよい、ということになれば、附属病院のあり方の位置づけをすることができるであろうし、現在の附属病院の弊害をある程度は指摘し、改める方向を示唆することにならないであろうか。

○ 専門別の診療科に併列して総合診療科を置くことは、原則的にはできないことはないが教官は、われわれは専門家であるという心情から、総合診療ということが容易に理解されない。

○ 専門家の中には総合診療の専門家がいてもよいはずである。

○ たとえば、内科全体に席をおき一通りのトレーニングを終わったあとで、幾つかの関連の専門診療科ごとにある一定期間(最低6月位)

の実習をして、相当期間の修練を重ねたところで、希望の専門診療科には入れることができないかという考えがある。

- そのような具体的な改革になると案外若い層に閉鎖的な者が多い。
- 更に、根強い弊害としては合理的に割り切れない同窓会・関連病院等からの先輩・後輩の人間関係の問題がある。
- 関連教育病院のことであるが、すべてのことが大学病院でできないから関連教育病院が必要である、ということだけでは消極的である。異なる病院で、患者の種類も、診療体系も異なっているから、というような積極性のある意味をもたせないと、関連教育病院システムには懐疑的で確かに必要性があるのか、ということになる。

(7) 卒業後の教育

- 文部省では大学院には力をいれたい意向のようである。前回までは大学院を肯定したうえで議論を進めようということであった。そこで、大学院については、ただ抽象的に今後この問題については具体的に検討するというような記述にとどめるか、あるいは望ましい大学院はどうあるべきかということを描べるか、という議論があると思う。これについては、とくに臨床部門で問題があるのではなかろうか。
- 研究者養成と臨床医養成とを明確にすることができれば、臨床の方でも従来のような問題はある程度は解消することになる。臨床講座の中で、臨床の専門教官と一般の教官との違和感があって、講座の運営がやりにくいということがあるのかどうかは定かではないが、このままの大学院では紛争の要因にもなったように、理論的にも経験的にもうまくい

かないことは確かである。

- 他の学部の場合は、大学院には入らないことには研究ができないが、医学部の場合は大学院に入らなくても、研修医などの形で全く同じ研究ができるから大学院が容易に充実しない。それなのに何故に大学院には特典を与えなければならないのか、そこに確かな理由がある。
- 医学部では論文博士のウェイトが数のうえではいまなお強いようで、その影響はあると思う。もし大学院を育てることが極めて重要な事柄であれば、論文博士を制限することにすればよいわけであるが、それが学問研究のために適当かどうかは別の問題である。
- 専門医制度の問題もあるが、たとえば内科学会では、大学院にいた者はそれだけの年限だけ臨床にいた者より専門医になるには不利な条件におかれている、という例がある。
- 課程博士と論文博士を差別するなどして、将来研究者になろうとする者だけが大学院を志望してくるようなやり方にすればよいと思う。
- 大学院を、研究者になるためには必ず大学院の課程を経る他にない、というようなことにはできないものであろうか。
- それは職業選択の自由の原則から無理であろう。
- 大学院を現状のままにしておくと、定員と現員の差が余りにも大きいから、このような状態が長く続くことは制度としては適当でない。場合によっては定員減の措置をされることにもなりかねない。
- 結局のところは大学院を否定することはできないと思う。そこで、現在の大学院は充分その機能を果たしていない、従って本来の機

能をもたせるために、大学院の今後のあり方を検討するとともに、一方観点を変えて、大学院をこの際廃止の前提のもとに研修制度を考えてみた。という論調にしてはどうであろうか。

- 大学院の目的は、学校教育法にあるように「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与すること」にあるが、医学部の臨床講座でも、実際は大学院の目的に適ったことをやっているのだから大学院を廃止するしないの問題ではない。
 - 大学院を魅力ある大学院制度、つまりリサーチをやるのにやりやすい内容のある組織にする努力はなすべきであろう。
 - 制度としては、いま論じられているような大学院がある。しかしその内容がそのように充実していないといえる。
 - その内容のことに関連して、かって、大学院学生として研究者を養成する形と、助手としての地位のように有給の公務員の資格をもたせて養成するのと、どちらが望ましいかという議論があった。对患者関係では大学院よりも、ここにも述べてあるような中間的な存在の方が信頼されるであろうということであった。しかし、それには有給・有資格なるが故に別の問題の議題もあった。
 - 現実の問題としては、最低生活が保障されない限り研究はできない。そこにアルバイトの問題がでてくることになる。
 - 51年度からは、大学院の奨学金を増額すると同時に研究者としての研究費ないしは旅費を支給してもよい、という文部省見解がまとまったように聞いている。
- 以上のような意見交換が行われたのち、今後の作業をつぎの手順で進めることになった。

- ① 委員長のもとで、これまでに交された意見を参考にして原案を修正し、それを7月末までに尾島、中川各専門委員に送付する。両専門委員はその修正原稿を基にして最終原案をまとめる。
- ② 最終原案ができれば、それを次回開催前に各委員に送付する。各委員は訂正箇所を予め用意して次回に出席することにする。
- ③ 次回は9月22日(月)13.30~16.00までとし、ここで当特別委員会としての医学教育改革に関する調査研究報告書(案)を完成し、印刷に廻すことにする。
- ④ 10月に報告書(案)を医学部のある各大学に送付する。各大学は報告書に対する意見をまとめて報告するよう依頼する。
- ⑤ 11月の総会に報告書を提案することにする。

(8) 医学教育に関する特別委員会 会議事要録

日時 昭和50年9月22日(月)13.00~17.00

場所 国立大学協会会議室

出席者 北村委員長

白淵、加藤(代栗冠)、相磯、勝木、豊田、吉利、北村(義)各委員

尾島、中川各専門委員

北村委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長からつぎのようなあいさつが述べられた。

この〈最終案〉は、わたくしが前回までの当委員会において交された論議を踏まえて、さきに専門委員から提出された三次案を補足修正し、それに尾島、中川両専門委員が検討を加えたものである。

よろしく審議をお願いする。

議 事

◎ 医学教育改革に関する調査研究報告書のまとめについて

まず、概括的な事柄として各委員からつぎの意見が述べられた。

大学院、パラメディカル、医療と医学、学士入学、学用患者、医学の特殊性のところは、このままでは問題がないとは言い切れない。また、重複して記述したところもあるので、修正に当ってはそれらの点には特に留意しながら作業を進めなければならない。

つぎに、医学教育の特殊性に関連して、この報告書案を、前回は医学部のある大学だけに送付し意見を聞くことになったが、この際、医学部をもたない大学にも送付し批判を受けることにする。なおこの報告書は、さきに国大協大学運営協議会から発表したく大学改革に関する調査研究報告書>の別編として公表するのであるから、その趣旨を、はじめの「経過」のところまで委員長が述べることにする。

以上の意見を踏まえながら、つぎの各項目毎に案文を朗読し修正作業に入った。

医学教育の改革に関する調査 研究報告書（最終案）

- 1 医学教育改革の必要性
- 2 医学教育の目的
- 3 国立大学における設置形態
- 4 入学者選抜
- 5 教育課程と方法
- 6 附属病院
- 7 卒業後の教育

までの作業を終り、7-1大学院の項の検討に入ったが、時間の都合上途中で作業を打切り次回に継続審議することになった。

次回は10月4日（土）13.30~16.30まで

(9) 特別会計制度協議会議事要録

日 時 昭和50年8月12日（火）10.00~13.00

場 所 霞山会館松の間

出席者 （文部省側）

岩間、井内、木田、清水、宮地各委員
佐野、大崎、植木、坂元各専門委員
三角審議官、松浦人事課長、佐藤管理局計画課長、十文字学生課長、その他
6名

（国大協側）

林議長、渡辺、相磯、岡本、飯島、田中各委員

手塚、丁子各専門委員

林議長主宰のもとに開会。

初めに議長より、つぎのように開会のあいさつがあった。

本日は、前回の協議会において、来年度の国立学校特別会計予算の概算編成について文部省側から説明があり、その際に<国立大学予算関係検討事項>が示された。それについて、国大協第6常置委員会大学財政小委員会が三回にわたって検討し、その結果のまとめが資料<国立大学予算関係検討事項について>のようにできたので、これについて飯島委員からご説明願いたい。

議 事

◎ 国立大学予算関係検討事項について

まず飯島委員より、過般の特別会計制度協議会に文部省側から提案された<国立大学予算関係検討事項>について、大学財政小委員会で検討を行った経過と各検討事項に対する意見の集約の内容について報告があった。

これに対し文部省から、この検討事項に関する51年度概算要求の作業の進め方の概要につ

き、つぎのような説明があった。

(1) 既存の定員、欠員の活用

- 大講座制の問題については、各大学に押し進めることはしない。教育・研究のメリットがこれの実現によって追究できるという、大学側の自主的な検討の結果と、文部省の予算案が合致した時点で実施を考慮することにする。
- 教官定員の欠員の活用については、振替の問題と欠員流用という二つの性格がある。事柄としては緊急非常対策であると指摘されているとおりでである。従って51年度の概算要求にあたっては、国立学校特別会計定員の諸事情にかんがみて文部省の方からこの方法論をとって積極的に提案することは避けたい。なおこの課題については今後も国大協と協議を重ねていきたい。

(2) 客員講座制の導入

- 研究所の客員部門と、学校側に導入しようという客員部門との間には若干事情の相違がある。51年度概算要求の問題として、主として大学院専用講座的なもの、つまり、大学院の専攻を増強しカバーする分野について、客員講座の案を一・二の大学と相談を進めている。概算要求では僅かに二・三のことに過ぎないが、量的な問題としてではなく、このような事項が、まず大学院について確保できるかどうか慎重に進めていきたい。ただ、方法論としてはある種のことが半歩前にてその可能性を試みたい、ということである。
- 外国人客員講座については、各大学の概算説明の段階では、個々の大学と具体の相談をする時間的余裕がないので、外国人の客員講座という呼称で、従前の外国人教師・講師以外のところで、従来よりも契約期間を短くし

制度に弾力をもたせ、処遇をよくするという
ことで、10名程度の枠の要求を51年度から企
画してみたい。

これに対しつぎの質疑があった。

- 客員講座の場合の期限 これは、まず客員としてどこから来るかということが問題になる。他の国立大学あるいは私立大学の場合があろう。考えとしては、そのための特殊なチェアを継続的に確保しておくということであって、具体的には、そういう客員がどれだけの期間の承諾が得られるかということは、それぞれの大学と客員との話し合いということになる。
- 実際問題としてはわが国の場合は、本務の方を放擲してフルタイムで客員となって来ることは難しいであろう。
- 結局のところは、講座制の校費なり旅費なりを確保し、かつ一般の教授に準じた経費を用意しておき、そこに入ってくる客員は非常勤なり併任なりの形で来ることになるだろうが、具体の問題はもう少し検討しなければならない。
- 設置基準との関係の問題もあるが、大学院の独立専攻を支える講座としてこのようなものが必要である。しかし、適任の者が移ってくるできないという場合がある。そのような具体の場合をカバーしようとするもので、性格は、講座の一種で定員措置のない講座といえるから、形としては客員講座という種類の講座を要求することになる。
- 51年度をはじめとして、今後の定員増は非常に困難になるであろうという予測のもとに、その緊急対策の一つとして客員講座制度を採り上げてみたいという趣旨の提案であった。しかし、それにはいろいろな問題がある

ことが分かったが、この際取組んでみようというところであるが、これによって緊急事態が乗切れる見通しがあるものであろうか。

- 定員問題はきびしい状況にある。昨年第3次定員削減が決まり、その年度割は4・3・3の割振りで3年間で消化することになっていた。ただその際に、国立学校の定員削減については特別に配慮するとともに、総定員法上の取扱いについては同法を改正する際に改めて検討する、ということであった。ところが総定員法の改正は来年度は見送るということになり、新しい行政需要に対処するための定員増についても、現行総定員法の枠内で処理することになった。それに関連して、来年の行政需要に対処するためには、定員削減を、3年めの割振りの3のうちの1を第2年めに繰上げ4・4・2に改める閣議決定がなされた。これに対して、文部省および国大協は事態を憂慮し、行政管理庁・大蔵省等に交渉し要望が行われた。しかし、財政事情が極めて逼迫しているということから、大局的にはやむをえない事態であろうとの判断にたつて、この閣議決定には従わざるをえない。しかし、さきを取交された申合事項は再確認するという事になった。

以上のことを数字的にまとめれば、国立学校関係としては3年間の削減目標数が2,350で、当初計画では4・3・3の割振りで940, 705, 705であったが、改正計画では来年度は235の増で940の削減を被ることになる。ただしかし、国家公務員全体の動きからすれば、他の省庁では総体的に減になるが、国立学校関係だけは削減は被っても約2,000名の純増という経過をたどることになる。

- 行政管理庁や大蔵省での交渉の過程におい

て、国立大学には時代の趨勢からして改組あるいは廃止してもよいような講座もあるのではないかとか、教官の欠員が相当数あるからこれを削減に当ててはどうかとか、などの言葉が散発的にきかれた。

- 51年度の概算要求のおおよそのメドをどこに置いて要求するかということであるが、基準経費については、従来は25%増の要求であったが、51年度は15%増で要求する考えである。従来は査定ベースが51年度の要求ベースということになる。
- 定員問題については、明年度は学年進行、附属病院、共同利用機関など、すでに発生している事実に基づいて確保しなければならない定員がある。学年進行のような既定計画を除いた、一般の純新規の定員についてはどうするかは検討中であるが、これは査定ベースの定員増の枠内で要求案を作ることは至難のことである。従来は、前年度査定ベースの約4倍の枠を要求していたが、51年度は従前の純新規査定ベースの約2倍、トータルで5,500~6,000人弱の枠で要求の作業を進めることになろう。しかし、これは要求を進めていく枠であるので、今後の定員問題の推移は、具体の段階になってから対応を考えていくことにしたい。
- 定員流用の問題は、既存定員の既得権をどの程度まで保障できるのか、また、これを文部省レベル、大学レベルのいずれでやるのかなど、詰めなければならない幾つかの問題がある。大学財政小委員会では、ただそれらの問題点があることを指摘したにとどまる。
- 定員削減の措置の変更、附属病院の発足など難しい問題に直面しているし、緊急非常対策の一環として考えられることではあるが、

それは消極的な考えではなしに、このことが積極的な定員運用の今後のきっかけにでもなれば望ましいことだと思うので慎重に進めてもらいたい。

- 政府の定員措置の中で、特別会計制度全体の定員問題をどうするかという問題であるが、特会制度自体のことから言えば緊急非常対策ということもあるが、52年度以降の定員はどうなるのか、たとえば、ある時点で国家公務員全体定員の上限をどうするか、特別会計制度の向う5年間の定員需要を見渡したときに、51年度がピークになるとすれば、それを均す意味において、何等かの特別措置がとれないかというところに重要な意義がある。つまり、将来当面するであろう苦しい事態を予測しながらそれとの兼合いで定員問題を進めていかなければならないと思う。

(3) 特別研究員制度の導入

この問題について、大学財政小委員会で指摘されている問題点は、なお検討を要すると思われる。これについての基本的な考え方としては、制度的には日本学術振興会の奨励研究員制度との相関を考え奨励研究員寄りの発想で考えたい。それで学振とも相談し、この制度は年次計画として来年度概算要求に初年度分50人の枠を要求したい考えであるが、概算要求までにはもう少し詰めを行いたい。なお、この場合の給費額は、修士課程修了の助手の初任給より若干下廻る単価の要求を考えている。つぎに、その支給期間は原則として3年間とし、毎年業績審査を行いその結果によって年度限りの支給をして、3年間は更新があることを考えている。この研究員の採用は、大学院博士課程後期課程在学者で大学・研究所等から研究者としての適性を有し、とくに成績優秀者と認めて推せんする

候補者について、学振が選考のうえ決定することにする。なお、この制度の運用にあたっては、この制度による研究員が3年間で優秀な成績をあげ更に研究を継続する場合は、必要に応じて学振の奨励研究員として優先採用ということを検討してはどうであろうかということがつけ加えられている。かつての特別研究生制度の処遇を今日に生かしたものであって、学振の奨励研究員にその前期をつけ加えたような形のものである。この際に、学振の奨励研究員制度自体も、この制度の要求によって本来の能率を発揮することになろうし、論理としては、あくまでも学術研究を主体とするもので学振の採用ということになる。

- 一定数の特別研究員を選考することは、大学の事情にもよるが、一般には必ずしも容易にははこばないであろう。という判断には疑義があろうと思うが、一は、大学で選考する場合に、その数にもよるが、優秀な後継者ということで選ぶ場合は、大学は選びよい条件をもっていると同時に、ある限られた数を選び抜くことは簡単なことではない。二には、従来大学がたとえば奨学生を選ぶ場合に、一般の社会状態にかんがみて、どちらかといえば成績評価ということよりも、生活困窮度ということに重点をおいて評価する方が、一般的な風潮になっている。従って、制度自体の目的が明白でないと、所期の目的を達成するような選考は容易ではないことをおそれるのである。従来の奨励研究員のように、中立的な専門家の集まりである学振が直接選考するのであればよいが、大学自体が淘汰して選ぶとなると以上のような現実的な問題がある。三には、後継者確保ということであるが、博士課程にいる者に、ある程度の給付はするか

ら研究に専心せよと励ましてみても、彼等が大学院を終えたあと、確実な身分保障ができる責任の裏付のある手形が出せるかどうかの問題がある。四には、いまの助手制度はどうなるかということがある。

- この課題については、具体の段階で、学振との話しを詰めなければならない。

(4) 基準的経費の改善

- 50年度予算の節約についてはすでに各大学に通知済みであるが、さきに50年度予算の執行についての閣議了解があった。それによると、現時点では歳出予算の一部を留保するという形の了解になっている。節約自体はつぎの補正予算編成の際に確定することになっているが、その内容は、旅費・物件費等の行政経費について、原則として一般旅費20%、物件費等15%、ただし、試験研究機関費等、特別のものは7.5%を留保するというになっている。これによると国立学校特別会計は、庁費が政府機関全体の中で大きな割合を占めているので、財政当局に対し、学校経費についての理解を求める努力を重ねた。その結果、学生当積算校費約10億が、50年度の節約に限り0にするという了解が得られた。
- 基準的経費の問題に関連して、来年度の学生定員増にかかわる予算要求をどの程度にするかの問題がある。50年度は、要求ベースが2,600人、査定ベースが1,900人であった。51年度は経費の15%の枠ということも勘案し、50年度の査定ベースを少し割った1,800人位の要求で作業を進めている。その中で基準的経費をどう考えるかということであるが、学生当積算校費20%増、大学院博士課程は40%増、修士課程は30%増の線で要求することになろう。つぎに教官当積算校費は原則的に12

%増で要求し、要求の線に近いところで確保したい。

- 特別教育研究経費は、教官当積算校費、学生当積算校費の外に、もう一つの事項が立てられないかという問題提起を前回の特別会計制度協議会で要望し、大学財政小委員会でも検討をお願いしたことでもあるが、既定方針どおり要求を進めることにしたい。その枠は15~20億であるが、これは国立大学における教育・研究上の各種のプロジェクトにしたい。有用な経費を配分し各大学の特色ある教育・研究を促進し、かつ、大学間の相互協力の交流、大学開放講座など、教官当積算校費、学生当積算校費では補完しきれないところをこれによって補いたい、という考えに立っているが、その中味はつぎのようなものを考えている。

- ① 教育内容・方法の改善のプロジェクト
- ② 特定研究的なもの
- ③ 大学間および大学院間の相互交流経費
- ④ 公開講座等の対外的活動
- ⑤ 大型の共同研究

以上の事項を基礎にして51年度は15~20億(50年度は3億弱であった。)のものを要求するのであるが、これについては、各大学の当校費では処理することが明らかに無理であることを具体的に整理したうえで要求したい考えである。

- これは感覚的には、大学間相互の話し合いが実るまでには、相当の時間を要することであろうから、大学の要求の出る前に、方法論的には概括的なプログラムを立てて予算の枠取りを先行させようということである。

(5) その他

- ① 定員外職員の処遇の改善について要望が

あった。

- ② 学生の教育・研究災害補償制度のことに
ついて、その経過と実現の見通しについて
報告があった。

(10) フランス学長招待準備委員会 議事要録

日 時 昭和50年7月29日(火) 14.00~16.00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 林委員長

三輪, 佐々木, 岡本(代河野), 釜洞(代
原), 井上, 池田(代手塚), 後藤, 金
城各委員

(文部省) 田保橋課長補佐(企画連絡
課)

(東大) 但馬外事掛長

林委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のとおり挨拶があった。

このたび文部省の招へいによりフランスから
3人の学長が来日されることになり、その受入
れ等の世話を国大協が引受けることになった。
このことについて去る7月17日に第5常置委員
会関係の数名の方を中心に関係者が集まって打
合せを行い、その準備体制と招待スケジュール
について検討した。そして、その際に決められ
た方針に基づいて、過日訪問大学の各学長に本
委員会の委員委嘱を行い、本日その第1回の委
員会を開催することになった。本日は京都大
学、大阪大学、九州大学の3大学からは学長に
代りそれぞれ代理の方が出席されたのでここ
にご紹介申し上げる。なお、議事に入る前に後藤
第5常置委員長よりこれまでの経過について説
明をお願いしたい。

ついで後藤委員より今回のフランス学長の訪
日招待の経過について概略次のような説明があ

った。

これまで学長の国際交流の問題は第5常置委
員会で担当してきたので、今回も第5常置より
私と佐々木、井上両委員の3名がこれの準備促
進に当たってきた。今回のフランス学長招待の
ことについては先の総会でも報告し、その準備
のための委員会を設置することの了承をも得
た。この国大協における学長の国際交流の事業
は、一昨年と昨年におけるわが国と西ドイツ両
国の間の相互招待に始まるもので、その際の成
果に鑑み、国大協としては今後これを計画的、
積極的に推進する方針をたて、過般の総会で
「学長の国際交流に関する要望書」提出が承認
された。そのような状況にある際にたまたま今
回のフランス学長の訪日の話が出てきた。これ
は文部省側から持ち上ってきた話で、昨年奥野
元文部大臣がフランスを訪れた際にフランス政
府との間で取り決められたものである。そのよ
うな事情で国大協が自主的に計画したものでは
ないが、その趣旨が国大協の提唱している「学
長の国際交流」の線に一致するので、文部省か
らの依頼に応じてこれに協力して実施に当たる
ことになったものである。

学長の国際交流については、過般の総会で
了承を得たように第5常置委員会がこれを担当
し、これが具体的実施の段階に入ったのちは必
要に応じ臨時の委員会を設けてその事業の遂行
に当たるという方針となっている。今回のフラ
ンス学長の訪日は前述のように文部省サイドで
進められた話であるが、これが具体化し、その
実施について協力を求められたので、国大協と
してはその受入れ体制を整える必要があり、今
回第5常置関係の委員3名と各訪問大学の学長
をもって構成する「フランス学長招待準備委員
会」を設けた次第である。

フランスからは3名の学長が訪日されることになっており、過般文部省の木田学術国際局長が渡仏された際、招待状とともに仮日程表も持参して先方の意向を打診したところ、先方も大体これを了承されたようで、訪日日期は来る9月20日から10月7日までの18日間となっている。本日はこの日程について各訪問大学の意見も伺って詰めを行いたいと考えているので、よろしくご協議をお願いしたい。

以上の経過説明ののち、本日の議事の参考にするため前回の打合せ会の議事要録の朗読があった。

議 事

◎ フランス学長招待の準備計画について

まずその後の経過について、田保橋課長補佐より配付資料に基づき次のような報告があった。

去る7月4日付で外務省を通じ先方に照会した「日程に関する意向と夫人同伴の有無」のことについて、去る7月17日に駐仏日本大使館を通じ回答がよせられたが、これは未確定要素を含む中間的な返事であったことは前回ご報告したとおりである。その後、去る7月24日に駐仏日本大使館を通じ別紙のような具体的な回答がよせられた。その要点をのべると次のとおりである。

- ① 3名の招待学長のうちレモン・パリ第10大学長は日程の調整がつかず渡日不可能になり、代ってピエール・ディオ・リール第3大学長（歴史学）が訪日を希望されているので、検討のうえ正式招待状を送ってほしい。
- ② スティフ学長は夫人を同伴する。なお、同学長は9月23日または24日に一行とは別に理工系の実験装置・器具等を生産している企業を見学したい由である。

③ 9月20日から10月7日までの全日程についてはその他の希望はない。

④ 3学長とも英語を完全に理解できるが、話す方はいく分不自由なので重要な会議の際には通訳の手配が望ましい。

⑤ 討議を希望するテーマは予定のもの（大学改革後の現状と将来の方向、大学間〈日仏〉の交流の促進）で結構であるが、そのほか産学協同問題、大学管理への学生教職員の参加、入試問題、大学の自治（政府との関係）等につき各大学長等と意見交換をすることを希望している。

⑥ 仏大学庁と協議のうえ、両国大学間の交流促進を目的として明年または明後年に数人の日本側の学長をフランスに招待したい由である。

先方からの回答は概略以上のようなことであったが、その他招へい計画に関することについて次の事項をご報告する。

- 旅費、滞在費については①パリ～東京間往復一等航空賃、②滞在中の日当、宿泊費合計1日当たり17,000円および都市間交通費を支払う（学長分のみ。日本学術振興会負担）。
- 今回の招待計画に関する日本学術振興会の寄与は経費の支出だけなので、昨年の西独学長招待の際のように関与しないとのことである。ただパーティー開催の際には会長を招待してほしいとの希望がある。
- 通訳については国際教育文化課の内田課長補佐（元駐仏日本大使館一等書記官）が同行する予定だが、全行程随行できるかどうかは未定である。
- 東京での宿泊はホテルニュージャパンに決め部屋の手配をすませた。
- スケジュールに関することについて

- ・ 9月22日の文部大臣表敬は 9.30~10.00 とし、文部省幹部との懇談は10.00~11.30 とする。昼食は文部省、東大のいずれにするか。大臣招待レセプションは 18.30~20.30 としカクテルパーティー方式で行う。
- ・ 9月24日予定の古典芸能鑑賞は23日に繰り上げ、国立劇場で文楽を鑑賞することとしたい。時間は17.00~20.30の夜の部を考えている。
- ・ 9月23日予定の国連大学との懇談は、当日たまたま専門家会議がある関係で昼食かたがた懇談することにしてはどうかと考えている。
- ・ フランス大使館主催のパーティーに関しては大使館の秘書と交渉の結果9月25日の晩に催すことに決めた。
- ・ 9月25~27日の列車時刻は一応便宜的に予定したものであるが、これで差支えないか。
- ・ 10月3日の九州芸工大の訪問は、沖縄への航空便の時間の関係で実施は無理のように思われる。
- ・ 10月5日の東京への帰着は 17.50 を予定している。

概ね以上のような報告があったのち日程案を中心に次のような事項につき討議が行われた。

(1) スケジュールについて

- 9月22日の昼食は文部省で用意し、東大には 14.00 に訪問する。
- 9月23日午後(昼食を含む)の国連大学訪問は10月6日午後(13.00~14.00)に変更する。早大の訪問時間は10.00~13.30(昼食を含む)とし、そのあと東京水産大を訪問し(14.00~15.30)、ついで古典芸能鑑賞(国立劇場、文楽、17.00~20.30)を行う(古典芸

能鑑賞は24日晚予定のものを1日繰り上げ)。
なお、スティブ学長希望の企業見学はこの日を当てる。

- 9月24日は全日フリータイムとする。
- 9月29日の京都-奈良の出発時刻、9月30日の奈良-大阪の出発時刻は決定次第関係大学間で連絡をとる。
- 10月3日の九州芸工大訪問は時間の都合上とりやめる。
- 沖縄での海洋博見学は10月4日の1日だけとし、10月5日は県立博物館、史跡見学とする。
- 各地区での概略の日程が決ったら8月10日までに国大協事務局に報告してもらう。

以上の点を整理して別紙1のとおり成案をまとめた。

(2) 宿泊について

- 9月26日の清水での宿泊は東海大学で取敢えずツイン4室を予約しているの、これをシングル1室、ツイン3室に変更するよう連絡する。
- 各関係大学に宿舍手配の依頼をしたが、そのうち京都の分は京都ホテルに決定した。

(3) 懇談会について

- 9月27日の京大での懇談会には京都教育大、京都工芸繊維大、滋賀大、滋賀医科大の各学長が参加する。また、9月29日の奈良教育大での懇談会には奈良女子大、和歌山大の各学長が参加する。その他の地区での懇談会は訪問大学で適宜考える。
- 各地区の懇談会のテーマは重複しないよう配慮する。
- 国大協主催の懇談会とサヨナラパーティーの会場は神田学生会館に決定した(懇談会は302号室、パーティーは203号室)。時間は

懇談会は 15.00~18.00, パーティーは 18.00
~20.00の予定とする。

(4) 乗物の手配について

- 乗用車の配車については別紙2のとおり分
担することとした。
- 国内航空券, 鉄道乗車券の購入手配は一括
文部省で行う。

(5) 通訳・付添について

- 内田課長補佐は通訳として9月26日の地方
出発から随行する予定。
- フランス大使館からの通訳はつかない。
- 東京滞在中の付添は特に希望ある場合を除
き考慮しない方針とする。

(6) その他

- 到着当日の日程説明, 滞在費授受等のこと
については後日関係者で相談する。
- 桂離宮見学のために必要な参観者の住所,
年齢等については, 追って文部省から京都大
学に通知する。
- 各地区での雑費的な支出は各関係大学で負
担する。
- スケジュールその他につき特に変更がなけ
れば来日前の委員会開催は予定しない。

(11) フランス学長招待準備委員会 議事要録

日 時 昭和50年9月22日(月) 10.00~12.30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 三輪(代大島), 佐々木, 岡本, 若槻(代
原), 井上, 後藤各委員

(文部省) 藤沢事務官(企画連絡課)

(東大) 但馬外事掛長

林委員長欠席のため後藤委員が司会に当たる
ことにして開会。

初めに後藤委員より次のように述べられた。

昨21日夕刻, フランス学長3人(夫人同伴1
人)が予定時間より少し早目に羽田に到着され
た。今回来日の3人の学長には, 私が過般モス
クワに出張した際にフランスに回ってそれぞれ
面会し訪日のことに関しいろいろ話し合った。
なお, 今回来日の学長の団長格になられるのは
パリ第1大学(ソルボンヌ)のフランソワ
ルシエール学長とのことであるのでご了承願
いたい。

次に本日の議題は, 第一は招待日程に関す
ることであり, これについては既に全般の日程表
ができていますが, 更にそれぞれの訪問先におけ
る細かい点についての打合せを行いたい。第二
はフランス学長団が各大学を訪問視察された際
の見学, 対談の状況の記録をまとめておきたい
ので, その要領についてご相談したい。第三は
日程の最後に催されるフランス学長との懇談会
の運営について具体的な段取りを決めておく必
要があるので, そのことについてご相談した
い。以上3点を重点に協議を進めたいのでよろ
しく願いたい。

議 事

1. フランス学長招待日程について

初めに丁子事務局長より, フランス学長が訪
問される各大学から具体的な日程表が別紙のと
おり提出されたが, これについて補足訂正等が
あればご説明願いたい, と述べられ, これにつ
いて日程順に従い各関係者より次のとおり説明
があった。

(文部省) 次の3点について日程の変更, 追
加等があったのでご了承願いたい。①9月23日
の晩に外務省の大島参事官夫妻の招宴が行われ
ることになった(会場は帝国ホテルフォンテブ
ロー)。②10月1日大阪→大分の航空便は15:05
→16:00が17:00→17:55に変更になった(15

:05便がなくなったため)。③10月6日に日仏会館関係者との懇談が行われることになった(10:30~12:30, 昼食をとる)。

(注) ③の日仏会館訪問の際の乗物は東大で配車することにした。

(東京大学) 東大には本日(22日)14:00に来訪されることになっており、文部省から山岡事務官が随行してくる。到着されたら構内の懷徳館で岡村、高木の両総長特別補佐と文学部の西本助教授(通訳として)の3人が会って、日本の大学の一般的な話と学内の状況などについて16:00頃まで話し合いを行う。そのあとデイオン学長は社会科学研究所の高橋幸八郎名誉教授と約1時間半別途に会談を行うことになっている。17:30までにホテルに送り届けるようにしている。

(東京水産大学) 9月23日の早稲田大学訪問の際の車は同大学の方で用意することになった。10:00に早稲田大学に到着し、学内を視察したのち大隈会館で昼食をとり、13:30発で東京水産大学に向う(その際の乗物は水産大学で配車し、フランス語のできる教官が同乗する)。水産大学では16:00まで(予定では15:30までとなっていたが)の約1時間半、学長のほか教官2人とパリ大学出身の訪問研究員を加え懇談したあと、国立劇場に送り届けることにしている。スティフ学長夫妻は当日は別行動で企業視察に出かけ、国立劇場で他の2人の学長と合流することになっている。国立劇場の文楽鑑賞は17:00~20:30となっているが終演まで観覧されるかどうか分らないので、その辺のところを文部省と打合せておきたい。なお、そのあと外務省の大島参事官の招宴が行われることになったが、招宴終了後ホテルに送る車のことをどうするのか。その点文部省の方で先方と打合せて

その結果を連絡してほしい。

(注) 早大訪問について但馬外事掛長より次のような発言があった。早大から迎える車がホテルに行くが(山代外事課長同乗)、フランス学長には9:20にロビーまで出てほしいとのことなので、その旨文部省からフランス学長の方に連絡しておいてほしい。早大到着後はまず総長、理事等との会談を行い、そのあと構内の演劇博物館を見学して11:00過ぎに大隈会館で昼食をとることになっている。

また、藤沢事務官より次のような発言があった。

スティフ学長夫妻の企業視察については文部省から島岡事務官が随行し、乗物はタクシーを利用することになっている。

(筑波大学) 9月25日の筑波研究学園都市視察の日程は別紙のとおりである。上野駅までの出迎えと見送りにはフランス語のできる野村教官と庶務課の職員の2人が当たることになっている(帰途の見送りは野村教官のみ)。土浦着以後は乗用車2台を大学の方で用意する。

(注) 当日の日程について但馬外事掛長より次のような補足説明があった。ホテルと上野駅間の乗物は東大の方で配車し、8:20にホテルを出発する予定にしている。なお、フランス大使館の科学参事官が見学に同行するが、同参事官は上野駅に直行することになっている。

(9月26日の東海大学海洋学部視察について丁子事務局長より、同大学国際部ならびに岩下海洋学部長に連絡をとった旨報告があった。)

(京都大学) 9月27日午後から29日昼までの京都での日程は別紙のとおりである。27日晚の懇談会は京都教育大学、京都工芸繊維大学、滋

賀大学の各学長および日仏学館館長を交えて行うことにしている。なお、スティフ学長夫人は懇談会中は別行動ということにしている。

(奈良教育大学) 9月29日16:00頃に京都から奈良に到着の予定である。今度フランス学長が訪問する大学のうち教育大学は本学だけなので日本の教育大学の事情を約1時間くらい話す予定にしている。当日レセプションには近辺の奈良女子大学と和歌山大学の学長にも出席して貰うことにしている。翌30日の午後大阪大学に引継ぐが、これは小型バスを使い、フランス語のできる教官1人を付添わせることにしている。

(大阪大学) 30日の夕方に大阪に到着されるので直ちに夕食会を催す。この夕食会には本学の学長、関係専攻教官が出席し、他大学からは参加しない。翌10月1日午後大分へ出発するがこの航空便の時刻(15:05)が先般の文部省の話のように17:00に変更になったので、そのズレた時間の使い方をこれから考えなければならない。

(大分大学) 10月1日の大分到着の時間が約2時間遅れることになったので、当夜予定している県知事と大分大学長共同のレセプションの開始時間等のスケジュールを再検討しなければならない。翌2日は大分大学を視察し、そのあと新日本製鉄を見学し、そこで昼食をとる。日仏協会のレセプションも考えたが、スケジュールに余裕がないので土産品贈呈ということにした。14:00発で九州大学差し回しの車で福岡に向うことになっている。

(九州大学と琉球大学は本日欠席のため、両大学より提出のあった別紙スケジュールによることを了承した)

2. 懇談会の運営方法について

各大学等の視察を終えたのち帰国前日の10月6日に開かれるフランス学長との懇談会の運営方法について協議し、概ね次のような要領で取り行うことを了承した。

- 会長が開会の挨拶を行い、議事の進行は後藤委員(第5常置委員長)が当たる。通訳は東大の西本助教授にお願いする。
 - 懇談に当たり、日本とフランスでは研究教育の体制が違うのでその点について文部省よりも概略の説明をして貰うことにする。
 - 懇談の議題については、当方で予定しているもののほか先方からの希望テーマもあるが、懇談時間の関係もあり、また各大学で既に種々な問題が話し合われた後でもあるので、それらの事情を勘案した後藤委員の方でテーマを整理することにする。
 - 先方から提案のあった産学協同問題については、産学協同のみに限定せず大学と社会との結びつきという観点から取り上げるようにする。
 - 懇談会の議事はテープレコーダーに収めて議事録を作成することにする。
- ### 3. 訪問視察の記録作成について
- 学長の国際交流の将来の参考にするため今回のフランス学長招待事業の記録を作成することにし、これについて以下の事項を取り決めた。
- 各訪問大学から見学状況等の概要報告を求める際に報告事項を明記しておいた方がよいので①討議の具体的内容、②見学の印象等、について知らせて貰うよう依頼する。なお、報告は400字詰原稿用紙3~4枚程度にまとめ、来る11月15日までに提出して貰うことにした。
 - 各大学より提出された報告を基にした総括的な報告書のまとめは井上委員が担当するこ

とにした。

- なお、来る11月の総会における概況報告は後藤委員より口頭で行うことにした。

4. 国大協招待のサヨナラパーティーについて

フランス学長の帰国前日に開催するサヨナラパーティーについて次のような協議が行われた。

- 招待者の範囲については、文部大臣招待レセプション（9月22日）の招待者名簿を参考にし、各関係機関、訪問大学等の関係者概ね60余名を招待する。
- 招待フランス学長側に夫人同伴者がおられる関係から、フランス大使、公使、文化参事官、科学参事官および日仏会館館長等は夫人同伴で出席されるが、主催者の国大協側はどうするか、林会長は夫人同伴の予定である。
- パーティーの進行については、昨年の西独学長団招待の際の例に倣い日本流の形式にして、国大協会長挨拶、フランス学長団の謝辞それに文部省側より挨拶ないし乾杯などを取り行うこととした。なお、パーティーの挨拶等も録音することとした。

5. その他

- 招待学長滞在期間中の連絡本部は、昨年の西独学長の際には国大協事務局としたが、今回の招待は文部省中心の企画である関係から文部省の企画連絡課とすることにした。
- フランス学長が訪問大学から贈呈された資料は文部省が一括してフランスに送るので、各大学は贈呈する資料を文部省宛に送るようにする。
- フランス学長訪問の際に贈呈する土産品については、昨年に倣い特別なものを考慮することをせず、各大学が一般の外国人来訪の際の慣例として贈呈しているものがあればそれ

を贈る程度にすることとした。

(12) コンピューター専門委員会議 事要録

日時 昭和50年7月9日14.00～

場所 国立大学協会会議室

出席者 小野委員長

岡田、淵沢、清水、篠原、土方、水山、安井、広実、竹内、真島、腰原、勝部（代理・木村）、上横手（代理・熱田）、山本（代理・垣田）、一松（代理・野本）
各委員

堀津東大入学主幹

オブザーバー J I Pから3名

議 事

1. 事業計画

委員長から、今年度の事業計画について資料に基づき説明があった。昨年度との主要な相違点は新課程にそって試験することであり、地理が地理Aと地理Bに分かれ、数学一般と基礎理科が新たに加わった。

2. 実施要項

委員長から、今年度の実施要項の説明があり、本専門委員会に係る事項として、

- ・ 問題と解答用紙の原稿作成
- ・ それらの校正と印刷
- ・ 採点基準の作成

につき各委員に協力をお願いした。

3. 数学一般と基礎理科

委員長から、これらの科目は高校で履習した者だけに受験を認め、申込みの時点で届け出させる方針であることが報告された。受験者が少ない可能性が大きいので、その場合、解答用紙は適当な方法で複写し、出題者に手で採点をお願いしたいとの要請があった。

数学一般に関して一部を選択させることの可能性が問われたが、どれを選択したかをマークし忘れる者がかなり出る恐れがある点で問題があり、入試改善調査委員会に諮っていただいたとの要望が委員長からあった。

4. OMR

昨年用いた DIGITEK 100は生産が中止されており、速度も遅い点で問題があり、今年度は、速度・価格・台数等の観点から、東芝のOCR-Vを採用することに小委員会で内定したことが報告された。

5. 解答用紙

委員長から、資料に基づいて説明があった。

OCR-Vを用いるために昨年度と違う点は、主につぎのとおりである。

- (1) 横にマークする。
- (2) 左から6字分ずつが一つの block を成す。
- (3) 空白や多重マークが可能である。

次回

日時 8月30日(土) 午前10時から

議題 問題と解答用紙について

(13) 地区試験実施委員会委員長会議議事要録

日時 昭和50年7月24日(木) 13.00~16.00

場所 学士会分館6号室

出席者 (入試改善調査委員会)

岡本委員長

(実施方法等調査専門委員会)

加藤委員長

小野、細川、菅、長瀬各委員

(コンピューター専門委員会)

小野委員長(再掲)

(地区試験実施委員長)

菘目(北海道大)、大畑(帯広畜産大)、永野(代淵沢、東北大)、秋月(弘前大)、山田(東京大)、田村(名古屋大)、上原(大阪大)、榎井(広島大)、桑田(香川大)、塚原(代友部、九州大)、岡田(熊本大) 各委員長

(地区事務担当責任者)

浅野、入谷、江田、熊谷、堀津、大島、荒木、豊松、古屋、吉田、伊東各事務官

(文部省)

巻島大学課課長補佐、諸橋入学試験係長

加藤実施方法等調査専門委員会委員長主宰のもとに開会。

開会に当たり加藤委員長より次のような挨拶があった。

国立大学共通第一次試験のことについてご関心を頂き、また種々お世話を賜わり厚くお礼を申し上げます。本日は、本年度の入試改善調査研究の中の主要な事業である「試験問題実地研究」の実施に関する打合せを行うため、各地区世話大学の試験実施委員長ならびに事務担当責任者の方々にお集まり頂いた。この試験問題実地研究は昨年度も実施され、本日お集まりの大学の中には昨年もお世話頂いた大学もあるが、本年は計画の規模の拡大により新たに数大学に加わって頂くことになった。それで議事に入るに先だって、国立大学共通第一次試験の趣旨および今回の試験問題実地研究の概要について簡単にご説明申し上げることにしたい。

国大協では予てより大学入試の改善について検討してきたが、48年度からその具体的改善策の一つとして「国立大学共通第一次試験」の問題を取り上げ、これに関する調査研究を続けて

きた。この共通第一次試験の構想は、大学入学には受験者数と大学の収容能力との関係から「選抜」が必要であるという前提に立つものであり、その前提の上で大学入試の現状に対する社会の批判に応える改善を考えたものである。そして、その狙いとするところは、入学者選抜に当たって①高校教育の正常化に寄与すること、②大学としてより客観的に入学者を適正に判定できること、の2点を主要な眼目とするものである。そのような趣旨から、共通第一次試験ではその試験教科・科目は高校における必須科目とすることにし（外国語は高校においては選択科目となっているが大学入試の要件として出題する）、その後に行われる各大学における第二次試験では受験生の志望する学部、学科に対する適性を判断するため、高校の選択科目を含めた試験を実施することを考えている。このように、高校における学習の達成度を評価する試験と受験生が志望する学部、学科に対する適性を評価する試験の二本建とすることにより、従来の「一発勝負」による判定の是正に資することができ、より適切な入学者選抜ができるのではないかと考えている。

この共通第一次試験についての2年間に亘る調査研究の結果がこの4月に報告書にまとめられて公表された。しかし、この調査研究をより十全なものにするためには理論的な研究のほかに実地研究を行ってみる必要がある。そのような趣旨から、昨年度は全国7地区で約3,000人の高校3年生を対象にして試験問題実地研究を行い、集中処理の実験を行った。これは種々有益な成果をあげたが、なお検討を要すべき問題が残されていたので、本年も続けて再度実地研究を行うこととした。本年度の実地研究の主眼点は①試験教科・科目を高校の新教育課程に準

拠して行うこと（昨年度は旧教育課程で実施）、②集中処理を昨年度より複雑な形で行って細かい検討を行うこと（昨年度は1地区1会場であったのを本年度は1地区2会場として実施）の2点である。このようなことから、昨年は7大学に実施のお世話を願ったが、今年は14大学にお世話を願うことになり、本日その関係の方々にお集まり頂いたわけである。

なお、この実施方法についてさらに具体的に申し上げると北海道、東北、中・四国、九州の4地区は、1地区を独立の2会場（2大学）に分け、それぞれの大学に試験実施委員会を設けて実施に当たる。これに対して残りの3地区—関東甲信越、中部、近畿の各地区では、同じく2会場（2大学）で実施するが、その中の1大学に試験実施委員会を置き、他の1大学はその傘下に入って協力する体制で行われることになる。このような実験を試みるのは、実際に共通第一次試験を実施する場合に、居住地で受験する受験生をどう各試験場に配分するかということ、およびそれに対応する集中処理システムをどうすればよいかということが重要な問題なのでその検討が必要なためである。今回の実地研究はそのような狙いもあるのでよろしくご了承頂きたい。

なお、本日の会議には各地区試験実施委員会の委員長のほかに実施方法等調査専門委員会の小委員会の各委員およびコンピューター専門委員会の小野委員長にもご出席を頂き関係者間の意思疎通を図ることとした。そのほかこの実地研究の予算関係のことについて文部省関係官から説明を伺うことにしているのでご了承頂きたい。

以上の挨拶ののち堀津東大入学主幹より配付資料の説明があり、これに関連し加藤委員長よ

り次のような付言があった。

この入試改善調査研究は昨年までは文部省からの委託事業ということで国大協に委託費が交付され、国大協で予算執行に当たったが、本年度はこの調査研究経費は国立学校特別会計に計上され、関係各大学に予算配賦されることになった。これに伴ってこの調査研究に関する事務処理も関係大学の方に移り、東大の入学主幹室がその総括的処理に当たる体制となったのでよろしくご了承頂きたい。

議 事

◎ 昭和50年度国立大学共通第一次試験実地研究の実施について

初めに堀津東大入学主幹より資料2「昭和50年度国立大学入試改善調査研究実施事業計画書」および資料3「昭和50年度試験問題実地研究実施要項」の朗読があり、ついでこれについて加藤委員長より補足説明が行われた。これに引続いて文部省大学課巻島課長補佐よりこの入試改善調査研究関係の予算に関して概ね次のような説明があった。

- この入試改善調査研究の予算は、48、49年度は国大協に委託費（一般会計）として交付され国大協がその経理を行ったが、50年度は国立学校特別会計に計上することになり各関係大学の方に配賦されることになった。50年度の予算総額は51,082,000円であって今回実施する試験問題実地研究の費用もこの中に含まれている。そのほか入学試験事務・調査機構の整備ということで関係大学に若干名の人員が配置され、この関係の事務費等として若干の予算が組まれている。
- 昨年度の実地研究は全国7地区で3,500人の受験者を対象として行われたが、予め計上された予算では賅いきれなかった。それでこ

の実地研究の実施に間接的に手伝った各大学の事務職員の手当は別途特別会計から超勤を支出して処置した。

- そのような事情であったので、本年度は当初より必要経費を全部予算に繰り込み、これを各世話大学に直接示達することにした。すなわち、地区試験実施委員会の委員の謝金、監督者の謝金、事務職員の超勤等を繰り込み、そのほか実地研究当日の諸雑費、事務連絡旅費等も昨年に準じ計上した。

以上の説明に対し、次のような質疑や意見があった。

- 謝金の絶対額が足りないがそれに見合う額を超勤で処置してくれるのか。
- 管理職手当を貰っている教官には超勤は出せないがどう処置したらよいか。
- 他大学から応援の監督者に対する超勤の支払い方法はどうか。
- 地区内の両世話大学間で最低1回の合同委員会開催は必要と思われるので、その旅費を配慮してほしい。
- もっと具体的な計数を示して貰わないと意見も述べられないし、実施委員会に対しての説明もできない。

概ね以上のような質疑や意見があり、これに対しそれぞれ回答があって予算関係の問題についての協議を終った。

ついで実地研究の実施に関して次のような意見交換が行われた。

- 実地研究の期日が11月23～24日両日となっているが、この日は予備校の模擬試験が一斉に行われる時期で高校生が実地研究に参加しにくい状況になっている。これに対し何かよい手だてはないか。
- 昨年の実地研究の際は受験者を世話大学の

近辺から集めたが、地区内のもっと広い範囲から集めてはどうか。

- 受験者は1地区700人の割当てだが、どの程度まで定員オーバーしてよいか。
- 各地区の情報を集め全体で5,000人を超えないよう調整する。
- 1地区700人の受験者を2会場に配分する割合は、両世話大学間で協定してきめる。2会場の名称は便宜上Aブロック、Bブロックとする。
- 受験者がAブロックで受けるかBブロックで受けるかは中央で指定することになるのでどの高校の生徒はどのブロックに属するかを決めて報告してほしい。本番の時は居住地受験となり、そのため受験生の多い県と少ない県が出てくることになる。その受験生の試験場配分は中央処理で行うことになるので、その技術的な検討を今回小規模な形で行ってみるわけである。
- 公立高校の生徒は高校毎に地域的にまとまっているが、国立と私立の高校の場合は生徒の居住地域は一定していない。
- 受験者の住所の郵便番号で試験場の割当てをすればよい。
- 郵便番号に基づいて配分しても定員オーバーが生ずると問題である。
- 各会場の収容人員数と、定員オーバーした時にどの部分を他の会場に回すかを知らせて貰えれば、配分の調整はコンピューターで処理できる。その点を9月30日までに知らせてほしい。
- 1教室50人という基準になっているが、それをオーバーしてもよいか。
- 試験問題や解答用紙の分封および答案処理の関係等から50人単位にしてほしい。最後の

教室については端数となってもよい。

- 受験生の教室指定まで中央処理でやるので単位がバラバラだと困る。欠席調査票も教室単位になっている。
- 作業を機械化するためには規格化が必要であるので、その点ご理解頂きたい。

実地研究の実施方法に関して概ね以上のような点が論議されたあと、資料5「教育委員会、高校等に対する実地研究についての依頼状」の紹介があり、これについて加藤委員長より、この依頼状によって関係方面への交渉方をお願いしたい旨依頼があった。ついで堀津東大入学主幹より、この依頼状は各地区の所要部数に基づき今月中に発送するので所要部数をお知らせ願いたいと述べられた。

このあと試験問題、解答用紙の分封を各地区試験実施委員会の方で実施することになった点について意見交換があり、この中でこの分封作業の問題は本番の時の一つの重要課題であるとの意見が述べられた。なお、試験問題、解答用紙の送達は、関東甲信越、中部、近畿の3地区については中心になる世話大学宛に一括送付することとした。

ついで資料16「実地研究電話番号一覧」に基づき、事務当局より、実地研究当日使用する専用電話設置について依頼があった。

その他次のような事項について話し合いが行われた。

- 基礎理科と数学一般を受験する者に対しては他の科目の解答用紙は回収し、それと交換に当該解答用紙を渡すようにしてほしい。
- 答案の誤答をすべて0点とするのは忍びない点がある。誤りの程度により何点か点数を与えることはできないか。
- コンピューター処理をするので余り複雑な

仕組みにすると誤りを生じやすい。それをチェックするのは大変な手間になる。

- 今回行った高校側に対する説明会での反応はどうであったか。
- 今のところ国大協には意見を寄せられていない。文書で意見を求める照会をする必要があるかどうかこれから考えてみる。
- 英語の聴解力テストは教室の条件のことや難聴者の問題などが絡んで問題点がある。
- 身障者の受験のことについては全体的に検討することになっている。

以上のような意見交換があつて本日の議事を終り、最後に岡本入試改善調査委員会委員長より次のとおり挨拶があつた。

本日はご多忙のところ且つ炎暑の折長時間ご審議を頂き感謝に堪えない。本日の論議の過程で度々「本番の際」という話しが出たが、本番を想定してのわれわれの調査研究の過程においても種々問題が出ており、実施に至るまでには今後さらに詰めなければならない点が多々ある。昨年実施した実地研究は小規模のものであつたが、この調査研究の上で大きな収穫があつた。

国大協が取り上げたこの国立大学共通第一次試験の構想は大学、高校、一般社会の関心をよんでおり、調査研究の進展に伴つてこれに対する信頼感も増大してきたことが実感される。高校長会議では共通テストはぜひやってほしいとの意向が強く、また高校側に対する説明会での雰囲気からも高校側がこの問題を真剣に考えている点が看取された。この共通第一次試験の実施のことは文部省の判断によることであるが、国大協としてはこれが行い得るかどうかの十分な検討と、これのメリット、デメリットを客観的に把握することを基本的態度として十分な調

査研究を尽したいと考えている。その点から今回の実地研究は重要な意義を有するものと考えているので、ご面倒ながらよろしくご協力をお願いしたい。大学入試問題に対する現下の客観情勢を考え一歩でも解決に近づきたいと所期しているのでもよろしくをお願いしたい。

以上の挨拶のち事務的な連絡事項として①依頼状の部数照会、②監督者要領を10月上旬に送付(50部宛)、③受験者心得を11月上旬に送付、などのことが告げられ、今回の会議開催を11月7日(金)13時よりとすることを決定し、閉会した。

(14) 実施方法等調査専門委員会・ コンピューター専門委員会合同 会議議事要録

日時 昭和50年8月30日(土) 10.30~19.00

場所 学士会分館3号室、6号室

出席者 実施方法等調査専門委員会

湊、川村、両委員

コンピューター専門委員会

小野委員長、土方、安井、清水、岡田、

淵沢、若林、勝部、藤田、篠原、腰原、

右衛門佐、四方、上横手、水山、広実、

真島、垣田、竹田各委員

堀津東京大学入学主幹

オブザーバー J I Pから3名

議事

1. 校正

本日原稿が提出される試験問題と解答用紙の校正は、次の手順によって行うことになった。

- 初校は、郵送による。初校原稿は、実施方法等調査専門委員会委員長名およびコンピューター専門委員会委員長名をもって各科目別研究専門委員長あてに9月19日頃発送し、9

月30日までに返送願う。

- 再校は、出張して行く。そのため、10月7日（火）午前10時に集合する。試験問題については、三校以上を必要とする科目について、午後印刷工場へ出張して行く。解答用紙については、再校で貰うとし、残りはJIPにまかせる。

2. 試験問題の原稿

実施方法等調査専門委員会の両委員が3号室において、各科目別コンピューター専門委員から説明を受け、種々検討のうえ試験問題の原稿を受領した。

3. 解答用紙の原稿

コンピューター専門委員会の小委員が6号室において、各科目別コンピューター専門委員から採点方法を含めた説明を受け、種々検討のう

え解答用紙の原稿を受領した。

4. 受験生へのアンケート

コンピューター専門委員会から、処理の便宜上、アンケートから試験場に関する事項を削除することが提案され、検討の結果了承された。また、英語の聞き取りに関する事項は解答用紙に移すことにし、マーク記入欄の他に感想記入欄を設けることにした。

5. 採点の指定法

JIP担当者から、資料に基づき説明を受け、質疑を行った。次回の小委員会で検討のうえ、各科目別コンピューター専門委員のための資料を作成することにした。

コンピューター専門委員会小委員会の予定

10月7日（火）午前10時から

10月16日（木）午後1時30分から

窓

月にレーザー光線をあてると

もう6年も前になってしまったが、アメリカの航空宇宙局が打ちあげたアポロ11号が二人の宇宙飛行士をのせ、はじめて月面に人間を送りこんだ時、太陽からの風をうける装置、地震計（月震計というべきか）とともに、レーザー光線の逆反射器を月面にそなえつけた。

この逆反射器は50センチ四方の小さなもので、レーザー光をその入射の方向のいかんによらず、同じ方向に送りかえす装置である。

それ以来、アメリカ・テキサス州にあるマクドナルド天文台では、口径270センチの反射望遠鏡を使い、これを通してレーザー光をこの逆反射器にあて、その反射光を同じ望遠鏡を通してうけ、その往復時間の測定から距離を数センチの精度で測る観測が続けられ、すでに多くの成果をえている。

この観測によって、月の自転や公転の動きをより正確に知りたいのは勿論であるが、月と観測所間の距離の変化は地球の自転にもよるところが多いので、世界中の何ヵ所かで同じような観測を行えば、地球の自転運動の様子や、各観測所間の相対位置の変化などが、くわしく求められるはずである。

そこで我々も、東京天文台の堂平観測所（埼玉県比企郡と秩父郡にまたがっている）にこのための装置をそなえつけた。指向性の強いレーザー光のひろがりをもっとせざるために、50センチ口径の望遠鏡を通して大出力のレーザー光を反射して逆反射器をねらい、かなりのひろがりをもって反射されてきた光をなるべく大量に集めるために、口径380センチという大きな受信望遠鏡を作った。

この望遠鏡の反射鏡はガラスではなく金属を使い、全体の重量を軽くしたりして経費を節約したが、鏡の反射面の精度はガラスにくらべて劣っていることは否定できない。しかしこれで、反射光を焦点で5ミリ角ほどのあなに集められ、光電管でこれを検出できる。これは小さな町工場で作られ、話題となった。

丁度我々と時を同じくして、ハワイのマウイ島、オーストラリア、フランスでも同じような装置が準備中で、来年にはこれらの観測所で観測がはじまり、地球の自転運動についての研究で大きな成果が得られるであらう。

（東京天文台教授 古在 由秀）

2. 諸会合

50.	7. 2	水	10時	第 6 常置委員会学費 小委員会	8. 8	金	10時	第 6 常置委員会学費 小委員会
	7. 2	水	13時30分	第 6 常置委員会大学 財政小委員会	8. 8	金	13時30分	第 6 常置委員会大学 財政小委員会
	7. 3	木	10時	入試改善調査事務担 当者会議	8. 12	火	10時	特別会計制度協議会
	7. 9	水	10時	第 6 常置委員会大学 財政小委員会	8. 12	火	13時	入試改善委員会と文 部省との懇談会
	7. 9	水	10時	コンピューター小委 員会	8. 12	火	15時	理事会
	7. 9	水	14時	コンピューター専門 委員会	8. 19	火	10時30分	コンピューター小委 員会
	7. 11	金	10時30分	第 6 常置委員会	8. 30	土	10時	コンピューター専門 委員会
	7. 11	金	13時30分	第 1 常置委員会小委 員会	9. 8	月	10時	第 6 常置委員会大学 財政小委員会
	7. 16	水	10時30分	図書館特別委員会小 委員会	9. 8	月	13時30分	第 6 常置委員会学費 小委員会
	7. 17	木	14時	フランス学長招待打 合会	9. 9	火	10時	就職問題懇談会
	7. 21	月	13時30分	医学教育に関する特 別委員会	9. 11	木	13時30分	第 4 常置委員会
	7. 23	水	15時30分	日教組との懇談会	9. 18	木	10時	第 6 常置委員会
	7. 24	木	13時	地区試験実施委員長 会議	9. 22	月	10時	フランス学長招待準 備委員会
	7. 29	火	14時	フランス学長招待準 備委員会	9. 22	月	10時	学生就職対策特別委 員会（自民党主催）
					9. 22	月	13時30分	医学教育に関する特 別委員会
					9. 26	金	15時30分	日教組との懇談会
					9. 30	火	13時30分	第 3 常置委員会

アイヌ民族の倫理観

北海道内の各地には比較的少数ではあるが、純粋なアイヌ人が散在しており、これらのアイヌ民族の倫理性は、特殊な地域的の事情もあって、かなり古い形態をもって今日まで持ち続けているので、その精神的な面の中には、実にまじりけのないきっすいの形で保存されて現代に至っている場合が少なくない。

アイヌ民族の倫理的な生活の基礎をなしているものは火であり、それは単なる生活の手段のみではなく信仰宗教の基礎でもある。それはあたかも西欧の古代哲学者ヘラクレトスが火をもって世界の根本原理としているのと類似している。

アイヌ民族の宗教は、特殊の多神教であるけれども、彼らがもろもろの神々に祈る場合には、必ず火の神に祈願して、それから火の神を通して、天の神、山の神（山に在す神、即ち熊）、森の神などの種々なる神々に伝言してもらうのであり、すべて火の神への祈りが根源となる。また同じアイヌ民族と言っても、その中には、いろいろの部族があり、その中で同じ火の神の系統によって団結心は極めて強固になり、一種の信仰集団が結成される。同一の火の神の系統を中心として共同体的性格が強くなり、血盟の契が結ばれる。

大体アイヌ人たちが考える神は、神とはいうものの、一般に今日の文化人が描くような神の概念のようなものではなくて、人間と同等位に考えているものである。

洋の東西を問わず、原始社会には一つのかまどを中心として民族集団が形成されてきたことは、歴史的事実にもとづいて明らかにされているがアイヌ民族においても、火の神の系統を同じうする人びとは、食事を分け合って集団の仲間の人びとと楽しく会食をする。これは火の信仰から同系統の多数人が集まり合って食物を分け合って会食するところに、同じ種族に対する強い団結心を育成することになる。したがってまた特に共同体的性格が根強く、個人と集団との融合の度合いが濃いと考えられる。

またもう一つの特徴として注目に値するのは、火の神から肌を守ってもらっているものと考え、女子はみな「火の神」の神から流れを引くイデアの貞操帯である下帯というものをもって、自分の身をかたく守っているということである。この下帯はイラクサのセンイで作って、母親が結婚する娘に渡して、「これはお前の一生の貞操を示すものであるから、お前の夫以外に見せるべきものではない」とかたく言いませ、さらに祖先伝来からの下帯に関する幾多の教えをじゅんじゅんと説くと伝えられている。

これに類似するものとして、古代ギリシャの女神の帯にもアイヌの下帯の信仰と似たものがあつたと伝えられていることを、数年前ギリシャにおつた時、アテネ大学の教授から聞いたことを記憶している。

性の解放からくる乱れた性道徳がとかく論議的となっている昨今において、このようなアイヌ民族の倫理的意識は、われわれ現代人に一種の清涼剤の如きさわやかな気持を与えてくれるのである。

（帯広畜産大学教授・倫理学 大畑 荘一）

B 要 望 書

昭和51年度予算に関する要望 について

昭和50年10月2日

国立大学協会

会長 林 健太郎

国立大学協会は、毎年度国の予算編成に際し各国立大学の当面する諸問題のうち、とくに重点事項について、その実現方を要望してきたところであり、このことに対し種々御配慮をたまわっていることについては、深く感謝いたしております。

しかしながら、国立大学がその本来の責務とする教育・研究をじゅうぶんに遂行するには、教職員定員、施設、設備、研究費、維持運営費等の現状は、いずれを取りあげても種々の問題があり、このまま推移するとなれば、今後のわが国の高等教育ならびに学術文化の発展を図るうえにおいて、まことに憂慮すべきことといわねばなりません。

まず、研究費、維持運営費等の経常的経費については、毎年度ある程度の増額が行われてはおりますが、その不足は著しく、とくに物価や公共料金等の持続的上昇により、教育研究のじゅうぶんな実施が図れない事態に立至っております。

施設・設備についても、学術の進展に対応しその整備を図って教育研究を効果的に進める必要がありますが、現状は、老朽化や数量的不足が著しく、その更新充実の必要が痛感されます。

また、教職員定員については、直接教育研究

にたずさわる教官はもとより、それを支える補助的職員の不足が深刻であり、とくに図書館・附属病院の運営、特殊装置等の維持管理には困窮しております。

一方、国民の需要に対応した高等教育の量的拡大はもとより必要なことではありますが、それと同時に、国立大学の既存の部面についてもその教育研究の水準を維持するとともに、さらに学術の急速な進歩に対応してその質的向上を図ることは、一日もゆるがせに出来ないことでもあります。そのため、経常的諸経費、施設設備、教職員定員について予算積算基準の大幅な改定を含め抜本的な財政的措置を講ずることは、国家的見地から当面の急務であると存じます。

については、昭和51年度予算の編成にあたって、下記の重点事項の実現について、格別のご配慮を要望します。

なお、国立大学教職員の定員削減については、従来から再三にわたり適用除外を要望してきたところでありますが、その要望は認められるところとはならず、各国立大学においては、教育研究の運営に深刻な支障を来しております。については、国立大学の教育研究機関としての特異な事情を考慮され、来年度の予算編成にあたっては、大学・学部の拡充整備のための教職員の定員確保について、格段の御配慮をわずらわしたく、とくに要望する次第であります。

記

- I 教育研究の基礎的条件の整備充実
- II 育英奨学事業の拡充と学生の厚生補導の整備充実
- III 附属病院の拡充整備

IV 事務機構等の整備充実

V 国立大学教職員の処遇の改善

要望事項

I 教育研究の基礎的諸条件の整備充実

1. 基準的教育研究費の充実

(1) 教官当積算校費および学生当積算校費の増額

(2) 教官研究旅費の増額

2. 研究教育に関わる事業経費の充実確保

3. 教育研究設備の整備充実

(1) 教育研究用特殊装置の整備充実
(保守運転要員等の増員と運営費の増加を含む。)

4. 研究安全体制の整備充実

(1) 汚水廃液処理施設の整備充実

(保守管理要員等の増員と運営費の増加)

(2) 放射性同位元素等利用施設の整備充実
(施設管理要員等の増員, 施設維持費, 防護設備費の増額)

5. 不足および老朽建物の整備 (防火施設整備を含む。) ならびに基幹整備の促進

6. 大学院の整備充実

(1) 大学院固有の教職員および施設設備の整備充実

(2) 大学院学生にかかる学生当積算校費の抜本的増額

7. 学部等の整備充実

(1) 学部・学科・講座・学科目の新設整備

(2) 一般教育課程の整備充実 (学科目の整備・実験助手の増員)

(3) 教員養成学部の拡充整備 (附属学校の整備充実を含む。)

(4) 医学教育の拡充整備

8. 附属図書館の整備充実

(1) 職員の増員整備

(2) 図書購入費, 図書館維持費等の増額

9. 特別研究制度および附置研究所等の拡充整備

(1) 在外研究員等の増員

(2) 科学研究費の増額

(3) 附置研究所・附属教育研究施設等の整備充実

10. 国内および国際交流関係経費の増額

(1) 留学生交流体制の整備充実

(2) 研究者交流の拡充 (日本学術振興会の交流事業, 国際研究集会派遣事業等の拡充等)

(3) 大学間交流の促進

II 育英奨学事業の拡充と学生の厚生補導の整備充実

1. 育英奨学事業の拡充

2. 教官と学生との交歓等に要する経費の増額

3. 課外活動に関する施設設備等に要する経費の増額

4. 保健管理センターその他学生の健康管理に要する経費の増額

5. 学生の教育研究災害補償制度の実施

6. 共同利用研修施設の整備

III 附属病院の拡充整備

1. 診療科等の新設整備

2. 看護業務要員等の増員整備

3. 医療設備の整備充実

4. 診療管理費の増額

IV 事務機構等の整備充実

V 国立大学教職員の処遇の改善

要望先

文部大臣ほか文部省各関係官, 大蔵大臣ほか大蔵省各関係官, 行政管理庁長官ほか行政管理庁関係官, 人事院総裁ほか人事院関係官, 日本育英会会長, 日本学術振興会会長

C 資 料

昭和50年8月2日

1. 第3次定員削減について（事務連絡）

国大協総第78号

昭和50年7月30日

各国立大学長殿

国立大学協会

事務局長 丁子 尚

国立学校の定員問題に関しては、去る6月開催の第56回総会において「国立大学の定員について(要望)」が決議され、文部省、行政管理庁ならびに大蔵省等各関係方面に提出されたことは既にご報告のとおりであります。しかるに去る7月24日付各新聞に行政管理庁の行政管理委員会提言が報道され、現下の深刻な国家の財政事情に対処して、行政管理庁においては第3次定員削減を一部手直し来年度の定員削減率を予定より引上げる方針を固め、この修正について近く閣議決定がなされるやの記事が報ぜられました。また、同時にこの件に関し若干の情報もありましたので、林会長は偶々同日会議に出席中の岡本副会長ならびに加藤理事(東北大学長)とも協議し、同道の上早速同日夕刻文部省において岩間事務次官と面談してこの間の事情について説明を求めるとともに、各大学の実情を述べさきの国立大学協会要望書の趣旨により文部省の善処方を強く要望いたしましたので、事務連絡として取敢えずご報告いたします。

2. 第3次定員削減について（事務連絡）

国大協総第79号

各国立大学長殿

国立大学協会

事務局長 丁子 尚

標記の件に関しては、去る7月30日付国大協総第78号をもって事務連絡いたしました。既に新聞紙上によりご承知のとおり、去る7月29日の閣議において第3次定員削減の一部繰上げ実施について決定が行なわれました。

当協会においては、翌7月30日林会長、相磯副会長ならびに渡辺第6常置委員会委員長が、岩間文部事務次官、平井行政管理庁事務次官ならびに竹内大蔵事務次官を訪ね、重ねて国立大学の実情について申述べ、新設大学の学年進行のみならず既設大学、学部の拡充整備のための増員についても、特段の配慮方を強く要望いたしましたので、この旨ご報告いたします。

追って本件に関しては、文部省においてかねてから種々努力されている旨を仄聞しておりますが、このたび次のような内報を得ましたので、とりあえずご連絡申しあげます。

昨年7月第3次定員削減計画実施にあたり、文部省と行政管理庁との間で取り交わされた申し合せ(別添「昭和49年8月7日付国大協総第74号第3次定員削減に関する状況報告について(事務連絡)」1. 2. 3 参照)はそのまま存続する旨確認されていること。

3. 分子科学研究所（国立大学共同利用機関）概要

1. 所在地 岡崎市明大寺町西郷中38

TEL (0564) 52-9770~4

2. 敷地面積 193,800m²

3. 創設経費 約83億円

4. 設立の趣旨

分子は化学的物質観の基本であって、物質の示す性質や機能の根源は分子に求められる。いうまでもなく分子は原子の集りによってつくられる。化合物の種類は数百万種におよぶが、これを構成する原子の種類は極めて少数である。限られた種類の原子から無数の化合物の分子がつくられ、それぞれが個性をもち化学的機能を生ずるのは如何なる原理に基くのか。その原理を追求する科学が分子科学である。すなわち分子を構成する原子の空間的配置やその相互作用（分子構造とよぶ）をくわしく観測し、原子間の結合にあずかる電子の運動の状態（電子構造とよぶ）をしらべ、それらの総合的効果として分子の特性をとらえ、その機能を解明する。そのための実験的および理論的方法の発展をはかるとともに、新しいかくされた分子の機能を見出すことを目的とする。

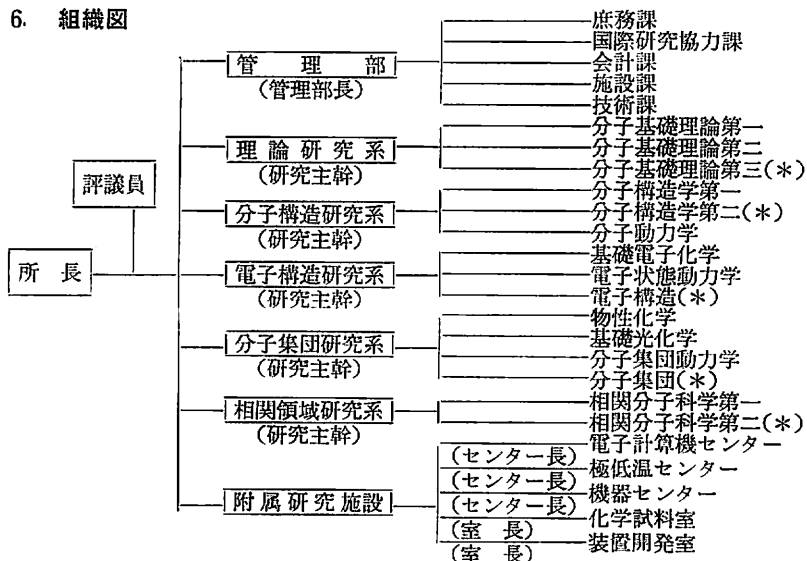
分子科学は物理学の原理に基いて最も基礎的

な立場から化学の発展に貢献するものであって、その研究を推進する中核として分子科学研究所は国立大学共同利用機関として設立されたものである。物質観の基礎を培う研究機関として分子科学研究所は広く物質科学の諸分野に共通の知識と方法論を提供することを期待している。

限られた資源のなかで生産と消費の上に成り立つ物質文明が健全に保持されるためには、諸物質の機能を深く理解し、その正しい利用をはかるのみでなく、さらに進んで物質循環の原理をとり入れなければならない。分子科学研究所が対象とする。分子の形成と変化に関する過程、分子と光との相互作用、分子を通じて行われるエネルギー変換の機構、分子の設計および化学反応の設計に関する指導的原理などに関する研究は、物質循環の原理に立つ新しい科学・技術の開発に貢献するものである。

5. 創設 昭和50年4月22日国立学校設置法の一部を改正する法律（昭和50年法律第27号）の施行による。

6. 組織図



(*)は併任部門（客員部門）

7. 人員 約170人（他に併任教官10人）

8. 研究活動

(1) 研究系および研究部門

理論研究系

分子科学は量子力学を中心とする理論の進歩に基いて発展した。また実験的研究の成果は新しい理論の開発をうながすものである。実験部門と密接に連携して分子科学の基礎となる理論的研究を行う。

分子基礎理論第一：分子科学の基礎理論は量子力学、相対性理論、場の理論、統計力学などに求められるが、これらを分子科学の実際の問題に適應するための手法を開発する。

分子基礎理論第二：電子計算機を利用して、波動力学の方法により分子のなかの電子の運動状態を精密に計算し、実験部門と連携して方法の改良をはかる。

分子基礎理論第三：分子の集合体に関して、分子間に働く力、分子間の衝突現象、分子と電磁場の相互作用などを理論的に研究し、物性化学や化学反応の研究に理論的立場から貢献する。

分子構造研究系

分子科学では分子内における原子の立体的配置を正確に知ることが重要であるが、この目的の実験手段としては回折法と分光法が用いられる。これらの方法を精密化するとともに新しい手段の開発を研究する。

分子構造第一：マイクロ波分光法を中心として原子核の立体配置の研究、分子内電子分布に関する分子定数の測定、さらに不安定な分子や遊離基の構造の研究を行う。

分子構造第二：電子線の回折や散乱などの現象を利用して、分子の構造解析、電子状態、励起に伴うエネルギーの移動などに関する研究を行

うほか一般に電子と分子の相互作用に関する研究を行う。

分子動力学：分子の動的挙動の研究で、振動回転スペクトルの測定、分子定数、分子力場の決定などを大型高分解能分光器によって行う。

電子構造研究系

分子の個性と電子構造との関係を実験的立場から研究し、分子のかくれた機能を開発するとともに、またこれを応用する研究を行う。

基礎電子化学：電子スペクトルの観測により分子の励起状態に関する研究を行う。その最も基礎となる実験手段として真空紫外電子スペクトル、極低温電子スペクトルの観測や超高分解能分光器の開発などを行う。

電子状態動力学：分子が励起された状態において、そのエネルギーが移動する現象やその機構に関する研究、また励起状態において形成される分子間化合物などに関する研究を行う。

電子構造：電子構造の特徴に基く磁性に関する研究を行う。電子スピン共鳴吸収、核磁気共鳴吸収、帯磁率などの測定に基き電子状態や分子構造の研究、分子間または遊離基間の相互作用などの研究を行う。またこれに関する新しい研究手段の開発を行う。

分子集団研究系

分子集団における分子間の相互作用および分子集団にみられる物性を個々の分子の個性に基いて研究する。

物性化学：分子性結晶を対象として結晶の電子スペクトルや光学物性の研究、電気伝導などの電気的性質、および磁気化学に関する研究のほか、さらに新しい物性の開発研究を行う。

基礎光化学：光と分子との相互作用、光化学反応の機構を実験的立場から研究する。励起分子や遊離基の反応性に関する研究、レーザー光

による光化学反応の研究，光イオン化現象の研究などを行う。また超高速分光学の開発を行う。

分子集団動力学：化学反応の素過程を解明する基礎となる分子の動的性質の研究を行う。分子線による分子間の衝突反応，分子と電子の衝突によるイオン化反応，衝撃波による高速反応の研究などが含まれる。

分子集団：実際の化学反応として知られている種々の現象を分子の電子状態に基いて解明する。たとえば置換反応や電子移動反応の機構，立体化学的反応，同位体交換反応などに関する研究が含まれる。

9. 運営機構

研究所の運営機構は，次のとおりである。

評議員会 国立大学の学長その他学識経験者で組織し，研究所の事業計画その他管理運営に関する重要事項について所長に助言する。

教授会 分子科学研究所内規により設置し専任・併任の教授，助教授で組織し，所長の諮問に応じ，研究所の研究計画その他運営に関する重要事項について協議する。

専門委員会 共同利用機関としての機能を果たすため教授会の下部組織として運営に関する専門委員会，共同研究専門委員会，人事選考専門委員会を設置する。

各専門委員会とも10～20人の委員で構成され，それぞれの委員は，所内の教授，助教授および所外の研究者のうち所長委嘱による委員がそれぞれ約半数となるよう組織され，教授会の諮問に応じ，所外

の研究者の意向も吸収しつつ各委員会の所掌事項について協議する。

運営連絡会 所長，研究主幹，管理部課長によって組織され，研究所の運営に関し連絡し調整する。

なお，上記組織のうち教授会は，研究所の専任部門数が5部門充足された時点で発足することとし，それまでの間は，専任・併任の教授，助教授と所長委嘱による委員によって構成する創設協力者会議が代行し創設過程での推進に当ることとしている。人事選考専門委員会等各委員会も発足当初は同様の趣旨により構成し運営される。

関連領域研究系

分子科学の成果を関連分野の研究に反映させ，また関連分野で得られた成果を分子科学の研究にとり入れるなど両者の連携をはかるため関連領域に関する研究を行う。

関連分子科学第一：無機化学の分野に関連した領域の研究を行う。たとえば電子不足型化合物，ドナー・アクセプター型化合物，共役型をもつ無機化合物，電荷移動型化合物などに関する研究が含まれる。

関連分子科学二：有機化学の分野に関連した領域の研究を行う。たとえば有機金属化合物の振動スペクトルの研究および構造や反応性などに関する研究が含まれる。

(2) 共同研究等

共同研究および研究施設の利用

国内外の研究者による分子科学を主体とする共同研究を行うとともに，研究所に設置する施設を所外研究者の利用に供する。

研究集会並びに学術講演会の開催

分子科学並びにその関連分野に於ける重要な

る研究課題について、国際的な立場で研究集会を行うとともに、分子科学の理解を深めるために、講演会を開催する。

(3) 附属研究施設

電子計算機センター

理論研究部門で必要とされる計算或は実験部門における各種実験の調整並びに結果の解析をおこなうとともに、それらの資料を整理収納し、利用に供する。また、設置する機器は大型の計算を高速で行えるよう措置し、広く国内の分子科学研究者の利用に供する。

極低温センター

各研究部門に対し極低温（液化ヘリウム、液体水素、液化窒素）を提供するとともに、独自の立場で絶えず極低温領域での研究設備、技術に関する情報の収集および固有の技術に関して開発研究を行う。

機器センター

研究用機器のうち共通性があり且つ最高級の

ものを集中管理し、二重投資を防止するとともに、常時高性能を維持し、研究所内外の研究者の利用に供する。そのため設備更新には特別に配慮する。また独自の立場で、分子科学研究に必要となる機器に関する情報を収集し、装置開発室とともに機器の開発を行う。

化学試料室

研究に必要な試料の合成精製および分析法の開発研究と実際の作業を行う。また研究所で開発された新原理に基づく分析法を化合物に適用するための開発的研究も行う。さらに研究所の廃棄物の集中処理を行う。

装置開発室

研究所内で芽生えたアイデアに基づく新装置を研究し、設計し、具体的に作製するとともに、研究部門からの要求に応じるため、機械工作、木工、硝子ショップ、エレクトロニクスショップ等の役割を持つ。

10. 昭和50年度定員および予算

定 員

区 分	職 種								小 計	計
	所 長	教 授	助教授	助 手	小 計	事務系 職 員	技術系 職 員	小 計		
50 年 度	1	(2) 3	(2) 3	8	(4) 15	11	7	18	(4) 33	

予 算

区 分	人に伴う経費	運営事務費	特別研究費	創設設備費	そ の 他	計
50 年 度	56,129	19,138	31,094	202,956	53,935	363,252

※ 上記金額には施設整備費は含まない。

D そ の 他

1. 学長等の異動について

○ 学長の交代

大学名	旧	新
北海道教育大学	船山 謙次	岡路 市郎
一橋大学	小泉 明 (事務取扱)	小泉 明
大阪大学	釜洞醇太郎	若槻 哲雄
和歌山大学	角山 栄	神野璋一郎
九州大学	池田 数好	武谷 健二

○ 委員長の交代

第4常置委員会

九州大学 池田数好(旧)

高知大学 山岡亮一(新)

○ 特別委員会委員の交代について

委員会名	旧	新
図書館	釜洞醇太郎 (大阪大)	若槻 哲雄 (同大)
科学技術	〃	〃
入試調査	〃	〃

○ 専門委員の解嘱

第1常置委員会

福田文夫(東京医科歯科大学)

第6常置委員会

長谷川常喜(横浜国立大学)

大学格差問題特別委員会

長谷川常喜(横浜国立大学)

大学運営協議会

福田文夫(東京医科歯科大学)

2. 新設医科大学について

名 称 富山医科薬科大学
所 在 地 富山市西長江220

(〒930電0764(23)3300)

開学年月日 昭和50年10月1日

学 長 平松 博

事務局長 大島 俊雄

学生定員 医学部 100名

薬学部 105名

名 称 島根医科大学

所 在 地 出雲市大津町

(〒693電0853(23)2111)

開学年月日 昭和50年10月1日

学 長 深瀬 政市

事務局長 小田野 実

学生定員 医学部 100名

(学生受入れは何れも昭和51年度より)

3. 寄贈図書

医学部及び歯学部設置基準の改善について
—建議—(昭50. 7. 7)

医学及び歯学の大学院及び学位制度の改善に
ついて—中間報告—(昭50. 7. 7)

昭和48年度大学図書館実態調査結果報告

指定統計第13号 学校基本調査報告書

卒業後の状況調査—昭和48年度—

以上文部省

大学論集 第3集 1975. 3

大学研究ノート 通巻15~19号

学内通信 第6集(No.109~121) 昭49年

生死の火 —広島大学原爆被災誌—

以上広島大学

大阪教育大学教育研究所報 No.10

大阪教育大学

入試追跡調査委員会 昭和49年度報告

全国公立短期大学協会

東京大学

昭和50年度公立大学実態調査表

東海大学紀要 学生生活研究所第5輯

公立大学協会

東海大学

学生相談所年報 昭和49年度

日本の教育改革を求めて

学徒援護会

日本教職員組合

自然保護憲章制定の記録

明治学院百年史資料集 第2集

～研究開始から制定まで～

明治学院大学

自然保護憲章制定国民会議準備委員会

昭和50年度公立短期大学実態調査表

窓

食糧の備蓄

「土農工商」という字句を数十年前は、しばしば耳にしたことを記憶しているが、士は武士の意味ではなく役人のことで、四民すなわち官吏、農民、工人、商人の職分別の四階級を指したものと思う。農工商の順序に重要視されていたのが現在の日本では全く逆で商工農の順に力が入れているような気がする。日本は食糧自給率が世界最低のグループにありながらその対策は遅々としたものである。

過日、食糧の備蓄に関する講演、現地指導のため招かれて、中国を訪問した。1962年、中国が「独立自主、自力更生」のもとで社会主義建設の総路線を貫徹するために打ち出したのが「農業を基礎とし、工業を導き手とする」という国民経済発展の総方針である。8億人の人民の食糧を確保するという難問題も人民公社体制の卓越性により解決している。その上「天災に備えて至る所に地下深く食糧を貯えよ」の指令を既に実践している中国の食糧備蓄の実態を視察して大いに考えさせられた。

適地栽培、安価な食糧輸入、これは理想であるが、これには世界の平和が前提となる。

久遠の平和 これは世界中の何人も望むところであるが、誰がこれを保証することができるか。石油が無くなれば船が止まる。そうなれば食糧の輸入はストップする。昭和42年の米の大豊作のとき以来一貫して備蓄の重要性を力説し、琵琶湖に米を沈めて3年間の水中貯蔵の現地実験を行い、一方では炭鉱の廃坑などに地下貯蔵を大規模に行った。従来の俵や紙袋のような開放式貯蔵と異なり、ナイロン、サラン、ポリエチレンの積層フィルムの特性を活かし、完全に湿度通気を遮断した密閉式貯蔵法を開発した。穀類を炭酸ガスとともに封入後、密閉静置すると、真空操作は一切行わないのに完全に密着する現象を発見した。この冬眠密着包装法では酸素が存在しないので、害虫も繁殖せず穀類の品質低下が少ない。本法の適用により産地集中精米では良質の白米を消費者に直結することが可能になる。また消費地の集中精米では不味い米の混合を防いで米の品質保証に役立ったり、品質の劣化を防ぐことができる。筆者の考案開発した食糧の冬眠密着包装法は海外で高く評価されている。残念なことに国外で評価されて、日本へ再輸入というケースになるのかも知れない。

われわれの日常生活においても貯金は大切である。ボーナスを貰ったとき、病気などに備えて貯蓄をして不測の支出に対処するのは常識である。今年は幸い豊作である。「備えあれば憂なし」の格言に従い、日本の為政者も今こそ真面目に食糧の備蓄を考えるべきではなからうか。

(京大教授・食品工学専攻 満田 久輝)

国立大学協会組織表

(昭和25・7・13創立)

- 総会 (春秋2回開催。各国立大学の代表者)
- 理事会 (理事—会長、副会長を含む21名、各常置委員長)
- 監事 2名
- 常置委員会
 - 第1常置委員会 (大学の組織・制度)
 - 第2 " (学科課程・入学試験等)
 - 第3 " (補導)
 - 第4 " (学生の厚生)
 - 第5 " (大学間の協力)
 - 第6 " (大学財政)
- 特別委員会
 - 科学技術行政特別委員会
 - 医学教育に関する特別委員会
 - 教養課程に関する特別委員会
 - 入試期特別委員会
 - 入試調査特別委員会
 - 大学運営協議会 (会長・副会長・各常置委員長・地区代表委員)
その下に、大学問題第1・第2・第3・合同各研究部会あり。
 - 特別会計制度協議会 (国大協会長ほか5学長・文部事務次官ほか4局課長)
 - 大学格差問題特別委員会
 - 図書館特別委員会
 - 研究所特別委員会
 - 教職員の厚生等に関する特別委員会
 - 教員養成制度特別委員会

編集後記

- 今回は、特別寄稿に北村新潟大学長から、また窓欄には帯広畜産大学大畑学生部長、東京天文台古在教授、京都大学農学部満田教授から、それぞれ興味深い、緊要なまた愉快な玉稿をいただいた。深くお礼を申しあげる。
- 各種委員会等の記録は当事者が苦心してとりまとめているが、ぜひご覧願って国大協の様子をご承知いただくようお願いしたい。
- 国大協事務局にも今度初めて20年勤続者(西口ときさん)が出て、先般林会長から表彰を受けた。(C)

昭和50年11月7日 印刷
昭和50年11月8日 発行 (非売品)

会 報 第 70 号

東京都文京区本郷7丁目3番1号
東京大学構内
国立大学協会事務局長

印刷兼
発行者

丁 子 尚

電話 03 (812) 2111 内線 4450
(直通) 03 (813) 0647 3668
郵便番号 113